

# 高知大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(23)-3
II	基準ごとの評価	2-(23)-4
	基準1 大学の目的	2-(23)-4
	基準2 教育研究組織	2-(23)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(23)-10
	基準4 学生の受入	2-(23)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(23)-18
	基準6 学習成果	2-(23)-31
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(23)-34
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(23)-41
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(23)-46
	基準10 教育情報等の公表	2-(23)-52
<参 考>		2-(23)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(23)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(23)-58
iii	自己評価書等	2-(23)-60



## I 認証評価結果

高知大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の教育及び研究活動等に関する自己評価と教員評価のシステムが整備されており、教員評価についてはその結果を給与及び賞与に関する人事考課に反映させている。
- 学士課程において、学科・コースにおける教育課程と各科目の達成度との関係を視覚化したカリキュラム・マップを明示している。
- 平成 16 年度文部科学省現代 G P に採択された「課題探究能力育成型インターンシップの開発」を事業期間終了後も取組を継続させ、首都圏での 6 か月のインターンシップ実習を行う「長期社会協働型インターンシップ」を実施し、また、平成 24 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」により、主幹事校として事業を主導しており、大学と地元産業界が協力する協働型インターンシップ「人間関係形成インターンシップ」を実施している。
- 平成 25 年度文部科学省大学 COC 事業に「高知大学インサイド・コミュニティ・システム (KICS) 化事業」が採択され、地域志向授業を拡充し、教育に反映させている。
- 平成 25 年度文部科学省「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択された「黒潮圏の持続型社会形成を目指す人材育成プログラム」により、5 つの学習プログラムを整備し、海洋保護区の機能強化に取り組んでいる。
- 平成 22 年度科学技術振興機構「理数系教員 (コア・サイエンス・ティーチャー) 養成拠点構築事業」に採択された「基礎力向上を重視した地域の理科教育力向上をめざす高知 C S T プログラム」では、理科の専門的知識・技能を十分に備えた地域・学校の中核となる理科教員を養成するための教育実践プログラムを実施している。
- 平成 24 年度に四国の国立大学による連携事業「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」(基幹校：香川大学) が文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に採択され、大学内に分室を設置し、連携大学と共同して新たに導入した e-learning 教育支援システムを活用し、ニーズ・シーズ調査の結果を基に自主的学習環境整備の充実に進めている。
- 大学の教育・研究・地域貢献等の取組、地域への広報活動の一環として、ラジオ番組「THE こうちユニバーシティ CLUB」及び「気になる健康ファミリードクター」による情報発信を行っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院博士課程については入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

平成20年に新たな学則を定め、その第1条第1項で「教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを目的とすると定めている。

また、第2期中期目標の基本目標として、「人と環境が調和のとれた共生関係を保ちながら持続可能な社会の構築を志向する「環境・人類共生」（以下「環・人共生」）の精神に立脚し、地域を基盤とした総合大学として教育研究活動を展開する。教育では、普遍的で幅広い教養を持った専門職業人を養成する。研究では、土佐を中心とした東南アジアから日本にかけての黒潮の影響を受ける地域、すなわち黒潮流域圏の特性を活かした多様な学術研究を推進する。もって地域社会の課題解決を図り、その成果を国際社会に発信する」ことを掲げている。さらに、これに基づき「幅広い教養と高度で実践的な専門能力を身に付け、地域社会や国際社会の健全な発展に貢献できる人材を育成する。とりわけ、地域が直面する諸課題を自ら探求し、学際的な視点で考えるとともに、「環・人共生」の精神に立ってその解決策を提案できる人材の輩出」を第2期中期目標期間の重点的教育目標としている。

学則第27条では、学部における「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表する」ことを規定し、学部、学科又は課程ごとに目的を規則に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院は、学則第1条第2項で「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献すること」を目的とすると明確に定めている。また、学則第55条では、大学院における「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表する」ことを規定し、専攻ごとに目的を規則に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

<b>基準 2 教育研究組織</b>
--------------------

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
---

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

**【評価結果】**
**基準 2 を満たしている。**
**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
---

当該大学は以下の 5 つの学部から構成されている。

- ・ 人文学部（3 学科：人間文化学科、国際社会コミュニケーション学科、社会経済学科）
- ・ 教育学部（2 課程：学校教育教員養成課程、生涯教育課程）
- ・ 理学部（2 学科：理学科、応用理学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、看護学科）
- ・ 農学部（1 学科：農学科）

また、平成 24 年度からは、既存の学部・学科の教育課程から独立し、関連する様々な分野を横断的かつ総合的に学び、幅広い知識と応用力を養成する特別教育プログラムである「土佐さきがけプログラム」を開設している。

学生の実態や社会のニーズに応えるべく、積極的な教育改革を行っており、平成 27 年 4 月に地域の人材育成を柱とする「地域協働学部」（仮称）を新設し、同時に、教育学部は、学校教員養成に特化した学部にも再編する予定である。

平成 28 年 4 月には、人文学部、理学部、農学部をそれぞれ再編し、地域の大学に相応しい特色ある教育研究内容を取り入れた、新しい学部を開設することを目指している。人文学部は、グローバル化への対応を視野に入れて学際分野を充実させた人文社会科学系の学部として改組し、理学部は、防災科学系（防災工学系）の教育研究分野を充実・強化することを通じて学部全体の改組を行い、農学部は、新たに海洋資源系を組み入れた学部改組を行う予定である。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。
----------------------------

全学学生を対象とした教養教育を中心とする教育を「共通教育」（以下「共通教育」という。）と呼び、共通に身に付けるべき知識や諸能力の習得を目指している。学則第 39 条（共通教育の実施）において全教員が共通教育の実施・発展に努め、共通教育を担当する責任を負うものとしており、いわゆる全学出動体制によって実施している。

平成 20 年度に共通教育の目的を達成するための組織及び管理運営、自己点検・評価及び教育内容改善に向けた取組、共通教育の確立・充実を目指すため、共通教育実施機構を設置している。共通教育実施機構では、機構長、実施機構専任教員や各学部選出教員等で構成する共通教育実施機構会議の下、カリキュ

ラム等編成部会、カリキュラム等開発部会、自己点検・自己評価部会、FD部会、広報部会の5つの部会と、大学基礎論分科会、課題探求実践セミナー分科会、学問基礎論分科会、人文分野分科会、社会分野分科会、生命・医療分野分科会、自然分野分科会、外国語分科会、キャリア形成支援科目分科会、スポーツ・健康分科会及び日本語・日本事情分科会の11の分科会を設置し、共通教育の在り方や実施状況について自ら点検・評価、改善を行っている。

また、朝倉キャンパスのみで開講される共通教育の授業科目を履修する医学部学生に対しては、大学のバスを運行するなど、キャンパス間の移動に配慮している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

文理統合型の総合人間自然科学研究科である大学院では、領域横断的な教育研究の発展に取り組んでおり、下記のとおり構成されている。

〔修士課程：6専攻〕

- ・ 人文社会科学専攻、教育学専攻、理学専攻、医科学専攻、看護学専攻、農学専攻

〔博士課程：3専攻〕

- ・ 応用自然科学専攻、医学専攻、黒潮圏総合科学専攻

修士課程においては、目的に応じて選択履修が可能なレディーマイト副専攻プログラム及び学生が個々の目的に応じて構成可能なオーダーメイド副専攻プログラムで構成しており、領域横断型の学びを目指している。

博士課程においては、各専攻における専門性を深める一方で、他分野知識の習得を目的とする共通科目の導入や近接分野の履修を可能にすることによって、幅広い素養や研究視点を修得できるようになっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

総合教育センター、総合研究センター、地域連携推進センター、国際連携推進センター、総合情報センター（図書館）及び海洋コア総合研究センターの6つの施設を設置している。また、教育学部に附属学校、医学部に附属病院等の学部附属する13の施設を設置し、当該学部の教育研究目的に則して関係機関と連携を図り、教育研究の発展に寄与している。

総合教育センターにおいては、学部・大学院・その他関連する組織等と協働し、21世紀の知識基盤社会において有為な人材を育成するための教育プログラム等、新しい仕組みの開発を担っている。同センターは、大学教育創造部門、入試部門、キャリア形成支援部門、社会協働教育部門及び修学支援部門の5つの部門から組織されている。この5つの部門は、学部・大学院・その他関連する組織等と協働し、全学共通

に必要とされる人間的資質及び能力の養成に必要な教育プログラム等の研究・開発・試行をすると同時に、高大連携教育及び学士課程教育、就職支援にわたり一貫した各種教育・サービスを実施しており、全学的に必要とされる教育支援機能を整備している。さらに、今後、各部門の機能強化を図るとともに、組織機能をより明確化するため、各部門の独立センター化の検討を行っている。

総合研究センターにおいては、研究・教育の進展に寄与するとともに、センターの有する人的資源、施設及び設備等を活かし、全学的な重点研究等への支援強化を図っている。同センターは、海洋部門、生命・機能物質部門及び防災部門の3部門から構成されており、これらの研究分野をセンターに一元化させることによって、領域横断的・国際的・地域貢献的研究推進体制を整備・充実し、学内横断的なプロジェクトを推進することが可能な体制を構築している。また、同センターは、学内の教員の研究支援にも貢献している。

国際連携推進センターは、部局等と連携するとともに、国際交流、国際協力プロジェクト、留学生の受入や学生の海外留学・派遣といった取組を行い、教育・研究・国際貢献の面で重点化を図り、地域とともに学び、研究する「地（知）の拠点」として地域から世界に発信すべく活動を展開している。

地域連携推進センターは、域学連携推進部門等3部門と四国共同機構サテライトオフィスによって構成されている。従来の目的に加え、地域の大学として「官学一体で地域課題を組織的かつ機動的に解決するための域学連携教育研究体制の強化に貢献すること」を目的とし、平成25年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「高知大学インサイド・コミュニティ・システム（KICS）化事業」が採択され、全学的に推進する組織体制を確立している。これまでの地域連携等活動に加え、大学COC事業を推進することで、地域との連携を強化し、現場のニーズに応じた課題解決及び地域における人材の育成に貢献するとともに、生涯学習の普及に努め、また、地域を志向した教育の推進を図ることで、地域の振興と維持・発展に寄与している。さらに、企業、研究機関等との共同研究、受託研究を推進するとともに、教育及び研究の成果を通じて、地域イノベーションの創出、技術開発及び産業の活性化に貢献している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育・研究活動の円滑な運営を図るため、国立大学法人法に定める教育研究評議会を設置している。教育研究評議会は、学長、理事、副学長、各部長等構成され、中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項、学則等規則の制定、その他教育研究に関する重要事項を審議している。

学部教授会及び研究科委員会を設置し、各学部等で定める規則に基づき、運営が行われている。各学部教授会及び研究科委員会等は、原則月1回開催し、教育課程の編成、学位の授与、学部等の教育活動に関する重要事項を審議している。

各学部等には、教務（学務）委員会を設置しており、教育課程や履修方法、学生の身分や課外活動等、教務・学生生活・就職等に関する重要事項について審議を行っている。教務（学務）委員会は、当該学部において教務に関する事項全般を管理する上で必要な選出教員で組織し、定期的に行われ、検討した事項については、教授会で審議決定している。

さらに、全学委員会として、学士課程、修士課程及び博士課程に関する教育課程の実施と自己点検・評価について審議する全学教育機構会議を設置し、その全学教育機構会議の下に学士課程運営会議及び各種



専門委員会を設置している。学士課程運営会議及び各種専門委員会における審議内容については、全学教育機構会議において随時報告され、当該会議構成委員を通じて学内関係者に周知を図っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育研究目的を達成するために、平成20年度から教員組織である教育研究部に所属する専任教員が教育実施組織である学部（「土佐さきがけプログラム」を含む。以下同じ。）及び大学院における教育を担当する体制をとっている。

教育研究部には、人文社会科学系、自然科学系、医療学系及び総合科学系の4つの学系が置かれ、学系には、専門分野ごとに13の部門が置かれている。教員は、自らの専門分野等により、いずれか一つの部門に所属し研究活動を行うとともに、要請に応じて、学部及び大学院における教育活動、センター等の業務、医学部附属病院における診療を担当している。

また、全国共同利用施設として、海洋コアに関する研究及び教育を行うとともに、国際共同研究におけるコア保管及び解析の役割を担うことを目的とする海洋コア総合研究センターでは、海洋コア総合研究センター規則に基づき専任教員及び兼務教員等を配置している。

責任体制については、組織規則の定めに基づき、学部・学科にあつては学部長及び学科長を、研究科・専攻にあつては研究科長及び専攻長を、教育研究部の学系・部門にあつては学系長及び部門長を配置している。

なお、愛媛大学大学院連合農学研究科を愛媛大学、香川大学と設置しており、愛媛大学大学院連合農学研究科構成大学間協定書に基づき兼務教員を配置している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任83人（教授42人）、非常勤17人
- ・ 教育学部：専任81人（教授41人）、非常勤19人
- ・ 理学部：専任79人（教授38人）、非常勤11人

- ・ 医学部：専任 265 人（教授 45 人）、非常勤 135 人
- ・ 農学部：専任 65 人（教授 32 人）、非常勤 5 人

教育上主要と認められる必修科目・選択必修科目を担当する教員中、専任の教授・准教授の占める比率は 77%である。なお、共通教育の外国語では、多くの非常勤講師（約 55%）が担当しているが、非常勤講師との意思疎通を図るなどし、分科会が責任を持つ体制となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

### 3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 総合人間自然科学研究科：研究指導教員 249 人（うち教授 204 人）、研究指導補助教員 117 人

〔博士課程〕

- ・ 総合人間自然科学研究科：研究指導教員 106 人（うち教授 91 人）、研究指導補助教員 154 人

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

### 3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

新規採用について原則として公募制をとっており、年齢構成等に配慮した採用を行っている。学部教員の年齢構成の割合は、平成 26 年 5 月 1 日現在で、34 歳まで約 9%、35～44 歳は約 34%、45～54 歳は約 32%、55 歳以上は約 25%となっている。また、女性教員比率 17.8%、外国人教員比率 3.2%となっている。

任期制については、教員の任期に関する規則を定め、それに則り医療学系（医学部専任担当のものに限る。）を対象に採用しており、自然科学系理学部門（理学部専任担当及び総合情報センター（図書館）専任担当のものに限る。）及び総合科学系複合領域科学部門（理学部専任担当のものに限る。）は助教についてのみ適用している。また、教育研究の基盤的・先導的役割等を担うセンター等の運営要員及び中期目標・中期計画を戦略的に推進するため教育研究の展開を図る要員として採用した一部の任期付き教員には、テニユアトラック制度や独自のテニユア型採用制度が提供されている。

男女共同参画を実現するため、平成 24 年 4 月に総合的な安全・安心づくりに取り組む組織として安全・安心機構を設置し、職場の安全衛生の確保、倫理・人権の保護、男女共同参画の推進に努めている。特に、男女共同参画の推進に関しては、男女共同参画の基本理念・基本方針を定め、男女共同参画推進室を中心として、研究支援員制度や力仕事サポーター制度の導入等、ライフイベントと研究の継続で悩む研究者への相談や両立支援等を実施している。

教育研究の活性化を促進するために、教育に関しては教員顕彰教育奨励賞を、研究に関しては研究顕彰制度やサバティカル研修制度及び学位取得促進プログラムを設けている。このうち、研究顕彰制度の適用者は、研究功績者賞及び若手教員研究優秀賞を合わせ、平成 23 年度 2 人、平成 24 年度 2 人、平成 25 年度 7 人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考規則に基づき、教員所属組織である各部門及び教育組織である各学部・大学院等では内規又は申し合わせにおいて教員の採用基準や昇格基準を明確に定めている。

教員配置に当たっては、まず学部教授会等から人員の配置要請を行い、次に全学教育機構会議で要請内容を確認等した後、全学教員人事審議会へ「教育上の配置要請」の発議を行う。全学教員人事審議会は、発議内容を確認し、教育研究部会の議を経て役員会で配置案を審議・決定している。

教員選考・昇格は、「教員人事の実施要項」に示される体制において教員の教育指導能力及び教育研究指導能力を評価し採用及び昇格を行っている。

特に、学士課程における教育指導能力の評価については、面接に加え理学部門・農学部門が模擬授業を義務付けて実施している。

また、大学院課程においても、提出された書類により研究活動を評価した上で、面接等により研究能力、教育能力、文理統合型教育研究に対する姿勢等を評価している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価を「教員の総合的活動自己評価」システム及び「教員評価」システムによって毎年実施している。上記2つの評価は教員評価の柱となっている。

教員の総合的活動自己評価は、個々の教員による教育研究活動の自律的改善並びに各教員組織及び各学部・大学院等における業務の自律的改善を目的としたシステムである。教員は、改革目標、計画、成果、次年度の改革目標について自己評価する。教員の自己評価は、評価改革機構の整理を経て、集計結果とともに各自にフィードバックされており、教員はこれに基づき活動の改善プランを立てている。同時に教員組織である学系・部門の長、教育組織である学部・大学院及び各センター等の長に集約され、各長はそれを基に組織評価を取りまとめ、それぞれの組織の教育研究活動等の改善プランを毎年立てている。

教員評価は、学系、部門、学部、大学院にあっては専攻、センター等の附属施設を評価単位として実施している。評価は、教育活動（センター等にあってはセンター業務）、研究活動、国際・地域貢献、管理運営、診療活動等（医学部のみ）の評価単位で設定した独自項目について行われる。まず、6月に個々の教員が設定するエフォート率に従って行った各活動の過去1年間の業績を評価単位の長に申告し、各評価単位の長が評価単位ごとに定めた評価基準に従って5段階評価を行う。各評価は、学系長に送られ集計された後、10月に個々の教員にフィードバックされ異議申立て・調整を経て学系長が確定する。その後、評価結果は、明確に定め公表された基準に従って11月に行われる給与及び賞与に関する人事考課に反映している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために必要な事務職員の教育支援者を、3キャンパスで120人、技術系職員は224

人配置しており、事務分掌に基づき、多種多様な教育支援活動に従事している。

また、総合情報センター（図書館）には、常勤職員、非常勤職員を合わせ朝倉キャンパス（中央館）に33人、岡豊キャンパス（医学部分館）に4人、物部キャンパス（農学部分館）に11人を配置している。

学部教育及び共通教育において、TA等を採用し、将来教員又は研究者となるためのトレーニングの機会を提供することも兼ね、教育支援業務を行わせている。TAについては、適切な活用を図るためにティーチング・アシスタント実施要領を定め、それに則り、事前指導としてTA講習の受講を義務付けるとともに、授業担当教員による適切な指導・助言等の下で業務を遂行している。平成25年度のTAは全学7部局（共通教育、人文学部、教育学部、理学部、医学部、農学部、土佐さきがけプログラム）合計で407人（うち留学生25人）、RAは合計41人（うち留学生11人）である。

また、TA制度の教育効果を上げるために担当学生から報告書（アンケートを含む。）を提出させて集計し、全学教育機構会議において報告し、TA業務報告・アンケート集計・分析結果一覧表を作成するなど、全学的な検証等を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教員の教育及び研究活動等に関する自己評価と教員評価のシステムが整備されており、教員評価についてはその結果を給与及び賞与に関する人事考課に反映させている。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
----------------------------------

## 【評価結果】

基準4を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

平成22年3月に「高知大学の学士課程教育改革の基本方針」が取りまとめられ、これに基づき入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

例えば、人文学部人間文化学科については次のようである。

「人文学部：(略)人間と人間がつくる文化や社会について旺盛な好奇心をもち、課題に果敢に挑むスピリットにあふれた学生を求めます。

[人間文化学科：受け入れ方針]

【知識・理解】人文科学を学ぶにあたって基本となる「国語」「外国語」、および、個人の適性や志望分野にあわせた他の科目を高等学校等で履修し、それらの基礎的事項を理解している学生を受け入れます。

【思考・判断】物事を理論的に捉え、判断する能力を備えている学生を受け入れます。【関心・意欲・態度】広く人文科学に関心を持ち、人間や社会・文化に対する問題意識や探究心を持つ学生を受け入れます。【技能・表現】主に言語による正確で論理的な表現技術を身につけている学生を受け入れます。【教科外活動】具体的活動としてはとくに問いませんが、教科外活動を通じて、広範な知識や関心などを養ってきた学生を受け入れます。」

その他の学部・学科・コース及び大学院各専攻についても同様に定められている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

入学者受入方針に沿う潜在能力を有する学生を幅広く受け入れるべく、一般入試（前期・後期日程）、AO入試（Ⅰ、Ⅱ）、推薦入試（Ⅰ、Ⅱ）、社会人入試、私費外国人留学生入試及び編入学試験と、多様な入学試験の種類を設定している。

教育学部、医学部及び農学部の一部では、地元の人材ニーズに応えるために地域枠を設けている。また、より特徴ある入学者を選抜するため、AO入試の実施が多くなっており、人文学部社会経済学科、医学部医学科、土佐さきがけプログラム（国際人材育成コース、グリーンサイエンス人材育成コース、生命・環境人材育成コース）及び平成26年度に教育学部学校教育教員養成課程に新設された科学技術教育コース等で実施している。農学部の一部では推薦入試Ⅱにおいて、高等学校の農業、工業、水産に関する学科及び総合学科からの出願枠を設け、地域産業への貢献を目指している。

これらの試験では、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文、面接、実技、口頭試問、講義理解力試験、集団討論等の試験方法を適宜組み合わせることで、多様な入学者選抜を実施している。

医学部医学科AO入試Ⅰで実施している、医師となるべき者の適性検査では、社会のニーズに応えうる

人材を広い領域から発掘・選抜する努力を重ねている。

大学院総合人間自然科学研究科においては、一般選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜を実施しており、各専攻とも複数の受験機会を設け、選抜試験を年2回以上実施している。選考に際しては、高度な学力を検査する筆記試験、面接、口述試験、プレゼンテーション、出身大学等の成績等を総合的に評価し可否を判定している。さらに、農学専攻（修士課程AAP外国人特別コース）と黒潮圏総合科学専攻（博士課程）、応用自然科学専攻（博士課程）では海外から留学生を広く受け入れるために、10月入学に対応した募集も行っている。

社会人特別選抜は全専攻において実施しており、また、教育学専攻では、3年以上の教職経験を有し、教職に就いている者又は教育関係機関の職員である者を対象とする現職教員特別選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部入試における実施・責任体制については、学長を委員長とする全学学士課程入学試験委員会が置かれ、入学試験制度及び入学試験の実施に関する重要事項並びに大学入試センターと協力して共同で行う大学入試センター試験の実施に関する事項を審議決定している。

全学学士課程入学試験委員会の下に、入試企画実施機構を設置し、学生募集要項、学力検査等の実施、出題教員の組織編成及び入試情報提供に関する全学的業務を担っている。入試企画実施機構の下に、同機構から選出された者を委員長とし、各学部教授会から各2人選出された教員等を委員とする判定資料作成専門委員会を置いている。

学部の入試委員会は、試験実施に関する総括及び連絡調整、学生募集要項の作成、学力検査の実施に関する事項、判定基準・選考原案の作成に関する事項等の検討と実施に当たる。学部で提案された入試方法の変更等は、入試企画実施機構会議で審議・決定の上で実施している。また、入試企画実施機構は総合教育センター入試部門とも連携をとり、これらを事務組織（学務部入試課）が支援している。

入試問題原稿は、出題者基準人数と適用科目の基準に従って選出された出題者グループが起稿し、入試企画実施機構によって高校生を対象とした問題形式や用語・表現の適切さが検査される。

試験実施後には、試験問題と出題意図・解答例を公表している。また、受験生から請求があれば、入試成績を個別に開示している。

面接試験においては、面接要領を定めて面接試験者全員に周知し、特定の受験生に対して不利益が生じることのないよう公平かつ公正な選抜を実施している。

大学院入試においては、大学院入学試験委員会が全学的業務を担い、これを学務部入試課が支援する。問題作成、採点、判定資料作成、可否判定等の業務は、各専攻に組織される委員会がその任に当たっている。

大学入試センター試験、前期日程、後期日程、推薦入試Ⅰ・Ⅱ、AO入試Ⅰ・Ⅱ、社会人入試、私費外国人留学生入試の実施に先立ち、入試課がそれぞれの実施要領と監督要領を作成し関係者に配布している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

平成18年度より、入学者選抜方法に関連する問題点の抽出、分析及び改善等についての検討を総合教育センター入試部門が行っている。この部門の専任教員として、平成22年度には入試評価・分析等を専門

とする助教を配置し、平成23年度には入試研究を専門とする准教授を採用して、入学者受入に関する調査研究及び検証を専務に行う体制を整えている。総合教育センター入試部門の調査分析結果及び研究成果は、同部門の年次報告書として取りまとめ、役員会等で報告するとともに、入試企画実施機構や学部の入試委員会等において入学者選抜の方法・内容の改善のための基礎資料としている。また、平成24及び25年度には、同部門が主催して、入試に関するFD・SD研修会を行っている。平成25年度に総合教育センター入試部門が行った調査分析及び研究は、以下のとおりである。

平成22～25年度の前期・後期日程、推薦Ⅰ・Ⅱ、AO入試について志願者動態に重点をおいて分析し、課題を明らかにしている。また、前期日程の合格者を対象にアンケートを行い、入試情報の入手方法、オープンキャンパスへの参加、志望動機、併願状況等を集計・分析している。

このほか、理学部では独自に、平成23年度に学生が主専攻を決定した時期を調査し、大半の学生の主専攻決定時期が入学前であることを明らかにしている。また、平成24年度には、理学部志望動機について、推薦Ⅰ・前期日程・後期日程の入試区分及び出身校所在地によってどの程度の違いがあるかを調査している。

学部は、これらの分析結果による問題点の指摘や改善策の提案等を検討し、入学者選抜方法の改善に役立てている。平成26年度入学者選抜において、総合教育センター入試部門の分析と考察を参考にし、教育学部学校教員養成課程科学技術教育コースのAO入試を教育学部として初めて導入している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.04倍
- ・ 人文学部（3年次編入）：1.02倍
- ・ 教育学部：1.02倍
- ・ 理学部：1.03倍
- ・ 理学部（3年次編入）：0.80倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.92倍
- ・ 農学部：1.05倍

〔修士課程〕

- ・ 総合人間自然科学研究科：0.91倍

〔博士課程〕

- ・ 総合人間自然科学研究科：0.64倍

総合人間自然科学研究科（博士課程）については入学定員充足率が低い。当該研究科のうち、応用自然科学専攻ではほぼ定員どおりの志願者を得て入学者を出しているが、医学専攻と黒潮圏総合科学専攻は志願者そのものが定員に満たない状況である。医学専攻では、臨床研修制度の下で医学部卒業生は研修医となり卒業後すぐに研究に従事する機会が無くなったこと、博士の取得よりも専門医取得を重視する傾向が



生じていること、診療科業務の繁忙さのため医師が大学院で研究に従事する余裕が無くなっていること、非医師では修士修了生数の少なさに連動して博士進学者が少なくなったことが背景として挙げられる。大学院進学希望者を増やすための方策として、専攻ごとに説明会を開催している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院博士課程を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【改善を要する点】**

- 大学院博士課程については入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、全学的な基本方針が学則において、「第35条 本学は、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、それぞれの有機的連携を保ちつつ、学部横断の統合的な教育課程を通して体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性をかん養するよう適切に配慮するものとする。

第36条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に担当して編成するものとする。」と定められている。

さらに、履修案内において、在学する4年間（医学部医学科は6年間）を一貫した学士課程として捉え、特に充実した初年次科目を設定し、幅広い教養と深い専門性を身に付け、総合的な判断と柔軟な発想に基づく課題解決能力を修得できる新たな教育課程を編成するとしている。また、教育課程は全学共通の4つの教育科目に区分し、「初年次科目、教養科目、共通専門科目」を共通教育、「専門科目」を専門教育としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程では、各授業科目を初年次科目、教養科目、共通専門科目、専門科目に区分し、さらにそれらを必修科目、選択科目（選択必修科目、選択科目）、自由科目に分け、適切な履修年次を考慮し

て各年次に配当し、有機的に連携するように編成している。

全学の共通教育では初年次科目、教養科目、共通専門科目を開講している。初年次科目（12 単位）は、学生が入学直後に学びの転換を図り大学で自ら学ぶための姿勢と基礎能力を培うものとして位置付け、必修科目として1年次配当科目としている。教養科目（学部により 18～22 単位）は、人生を豊かにする幅広い教養を習得し、多様な学術に触れ現代的な課題を諸側面から考える能力を養うものと位置付け、選択必修科目として1～4年次の配当科目としている。共通専門科目（学部により 18～22 単位）は、学部の専門的学習に向かうために必要な基礎力を修得するためのものと位置付け、選択必修科目として1年次又は2年次の配当科目としている。

学部の専門教育では専門科目を開講している。専門科目は、共通教育開講科目で習得した能力や教養を踏まえ、それぞれの学部の学科・課程で授与される学位に対応した高度な専門能力を習得することを目的としている。なお、5学部において計9種類の専攻分野の学士の学位（文学、経済学、教育、教養、理学、医学、看護学、農学、学術）を授与している。そのため学生が専門分野の系統的な学習をすることができるよう必修科目・選択必修科目・選択科目の科目区分が定められ、一部は1年次から、主要な科目は2年次以降に配当されている。

これらの授業科目は、学部の学科・コースの教育目的や学位授与方針を達成するために必要な教育課程として体系的に編成・実施されており、その主題（内容）・到達目標（水準）・学位授与方針との対応（授与される学位に適切な「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」）を学部の学科・コースのカリキュラム・マップとして明示している。このカリキュラム・マップについては全学のポリシー検証委員会が点検・評価を行っており、教育課程の体系的な編成・実施を保証している。

また、学部では、学生が教育課程編成の方針や体系性を理解して履修をすることができるように、標準履修モデルや標準時間割等を例示し履修指導を行っている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成又は授業科目の内容における学生の多様なニーズへの対応として、インターンシップの実施、他大学等との単位互換、海外協定校への留学・単位互換制度、編入学生等への配慮や修士課程教育との連携等がある。授業を担当する教員の約半数は自己の学問的課題に基づいて申請した科学研究費補助金が採択されており、授業の内容に学術の発展動向が反映されている。社会からの要請への配慮は多様であり、平成24年度に文部科学省「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」、文部科学省大学COC事業「高知大学インサイド・コミュニティ・システム（KICS）化事業」、防災インストラクター認定制度及び学生の地域防災啓発活動等がある。

これらの中から、特徴的な取組として、3つの事例を挙げる。

第1に、新たなインターンシップの開発に取り組み、成果を上げている。一つは「長期社会協働型インターンシップ（CBI）」であり、これは平成16年度に文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「課題探究能力育成型インターンシップの開発」を継続発展させたものである。学生は、首都圏で6カ月のインターンシップ実習を行い、実習の事前・事後の授業と合わせて最大14単位が認定される。実習中は、教員・教務支援員・受入企業・学外協力組織等が密接な協力関係の下で学生を指導して

いる。もう一つは「人間関係形成インターンシップ（SBI）」であり、これは下記「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の中核的なモデルプログラムの一つである。学生は、3人でチームを組み、高知又は首都圏で3週間のインターンシップ実習を行う。実習の前後には、約30時間に及ぶ事前・事後の学習があり、さらに実習後6カ月に及ぶ継続的な事後活動を行っている。

第2に、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」では、当該大学は幹事校として事業を主導している。この事業では、大学と地元産業界が協力して「協働型キャリア形成支援に係る共通プログラム」「協働型インターンシップのモデル的プログラム」「学生の汎用的能力の測定指標」の開発を行っている。このうち、協働型インターンシップの開発では、上記SBIにより、学生の成長という大学のメリットだけでなく、社員教育・人材育成等の受入企業にとってのメリットを持つインターンシップを開発している。

第3に、「高知大学防災インストラクター」認定制度は、地域社会で活動する学生防災インストラクターの養成を目指した独自の資格認定制度である。認定は、①防災関係4授業科目の単位修得、②防災サポーター認定試験の実施、合格者を「防災サポーター」に認定、③防災訓練等の野外実習、④防災インストラクター認定試験の実施、合格者を「防災インストラクター」に認定、という手順で行われている。また、この認定を受けた学生等により、「高知大学防災すけっと隊」が結成され、小中学校での防災学習や若者が少ない地域での防災活動への協力等、地域の防災教育や防災啓発活動に積極的に取り組んでいる。この「防災すけっと隊」はS・O・S（Student's Organization and Official Support）認定団体であり、学生の準正課活動として大学が認定し、支援する公的団体である。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

共通教育・各学部専門教育においては、それぞれの教育目的及び教育課程編成方針に応じて、講義、演習、実験、実習・実技の多様な形態の授業を組み合わせて開講している。開講授業数（平成24年度）は、講義：1,313、演習：1,361、実験：90、実習：248、実技：50である。

また、教育効果を高めるために、様々な形で学習指導法の工夫を行っている。少人数授業や対話・討論型授業は、すべての学部で重視されており、演習や実習等の形式の少人数授業を数多く開講している。フィールド型授業も、理学部及び農学部の実習型の授業で数多く実施している。PBL（Problem Based Learning）型の授業は、医学部で積極的に取り組んでいる。習熟度別授業については、共通教育の「英会話」（全学生必修科目、授業担当教員は全員が外国人講師）及び「大学英語入門」において、プレースメント・テスト結果に基づく習熟度別クラスを編成し学生の学力に対応した学習指導を行っている。TAを活用した授業も全学的に数多く行われている。多様なメディア利用の授業としては「e-Knowledge コンソシアム四国（通称：eK4）」の取組としてe-learning方式による授業が実施されている。また、文部科学省採択事業の「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」及び「高知大学インサイド・コミュニティ・システム（KICS）化事業」により、インターンシップ関連授業の充実及び地域志向授業を拡充し、これらの授業では学生の自律性・協働性向上を支援する学習指導法を開発し教育に反映している。

さらに、教育奨励賞の制度を設け、毎年、学習指導上の工夫を行い優れた教育成果を上げた教員を選考し、学長による表彰と教育奨励費授与を行っている。教育奨励賞受賞者は、授業で実践している学習指導

上の工夫等について『高知大学教育研究論集』に寄稿するとともに全学FDフォーラムで報告を行い、教育の質の向上に寄与している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。なお、すべての授業において、休講が生じた場合には夜間補講時間に補講を行うことを義務付けている。

授業時間外学習を確保して単位を実質化させるために、様々な取組を行っている。履修登録単位に年間44単位の上限制度を設けており（ただし、医学部学生、卒業年次生、成績優秀者（早期卒業希望者）、3年次編入学生等を除く。）、この制度の仕組みと意味については学部の履修案内に明記しオリエンテーション等でも説明している。各学期の履修登録において、単位上限規定を超える履修申請は、高知大学教務情報システムKULAS（以下「KULAS」という。）において受理しないシステムを導入している。シラバスには、学生に求める「授業時間外の学習」、自習で参照すべき「教科書・参考書」、教員が学習相談に応ずる「オフィスアワー」「成績評価の方法」や「採点基準」等を記載しており、「授業時間外の学習」について授業担当教員に具体的かつ詳細な記述を求めている。

教員に対しては、学生の授業時間外学習を促進させる指導方法に関するファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動として、学生の学びを引き出すためのシラバスの書き方や学生の予習・復習を導く授業の作り方等に関する研修会を開催している。また、授業時間外学習を支援するメディア活用システムとして、KULASや人文学部オンライン学習支援システム（SOULS）等による小テスト・レポート等の指示及び実施、総合教育センターオンライン学習支援システムによる予習・復習の指示及び実施、共通教育 e-learning システムによる英語自習等の取組を実施している。

当該大学では、全学生パソコン必携となっており、すべての学生がこれらのオンライン学習システムを活用できる環境にある。そのほか、学部で自習環境の整備等の様々な取組を行っている。

学生の授業時間外学習の状況については、平成25年度に修学支援アンケートの一環として、授業時間外学習のアンケートをすべての学部を対象に実施している。このアンケートによると、学生の授業の予習・復習の1日平均時間は、2時間以上や3時間以上という学生もある程度いるが、過半数の学生が1時間未満、7割近くの学生が1時間半未満であり、授業時間外学習時間は平均で約1.0時間と少なく、その増加・確保が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学統一形式で作成されており「担当教員名」「オフィスアワー」「キーワード」「授業科目の主題」「授業科目の到達目標とカリキュラム・マップ」「授業計画（各回の授業ごとに授業概要・授業時間外学習・評価スケジュールを記載）」「授業全体の概要」「教科書・参考書」「成績評価の方法等」が明記されている。

教員がシラバス作成をするに当たり、適切なシラバスが作成されるように、作成手順と記入注意事項を記した入力マニュアルを整備している。各学部の教務担当がシラバスの入力状況を確認し、未記入の教員

には随時入力依頼を行っている。

シラバスは、KULASによりウェブサイト公開され、新入生には必要に応じてUSBメモリで配布している。また、学生はシラバスをオリエンテーションや履修登録の際に利用するとともに「授業時間外学習」「教科書・参考書」等の項目を参照している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-4 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

共通教育において、初年次科目の「大学英語入門S」や共通専門科目の「微分・積分学の基礎」「物理学の基礎」「化学の基礎」「生物学の基礎」「地球科学の基礎」で補講的授業を行っている。「大学英語入門S」は、高校までの英語学習時間が十分でなかった学生が必修科目である「大学英語入門」に代替して受講する科目である。「〇〇の基礎」は、高校で各分野の授業を履修していない学生が、大学の授業を受けるための基礎学力をつけるために受講する科目である。「大学英語入門S」「〇〇の基礎」のいずれも、通常の授業の2倍の時間をかけた補習授業を行っている。

また、初年次科目「大学英語入門」「英会話」では、プレースメント・テストの結果に従って習熟度別にクラスを編成している。習熟度が低いクラスに配属された学生には基礎的レベルから始まる丁寧な学習指導を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-5 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-6 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

人文学部、教育学部、理学部、医学部及び農学部の5学部の学科・コースごとに、それぞれの教育目的に基づいて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。学位授与方針では、教育目標分類の「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能（技法）・表現」の観点別に、卒業時に学生が習得しておくべき資質、大学が養成しようとする人材の属性が明らかにされている。記述はすべて、学生を主語に「～できる」「～を身につけている」等の文章で記している。

例えば、医学部医学科の学位授与方針は以下のようである。

【知識・理解】医療人の基盤となる高い教養を身につけている。基礎医学、社会医学、臨床医学の幅広い知識を身につけている。【思考・判断】異なる分野の医学知識を横断的に活用することができる。自ら探求すべき課題を見つけ、問題解決に取り組むことができる。【関心・意欲】安心・安全な医療に関心を持ち、実践することができる。医師の社会的使命を遂行し地域医療に貢献する意欲を持っている。【態度】人間性豊かで倫理観と責任感に富む人格を身につけている。社会人としての常識と感性を身につけている。【技

法・表現】基本的診療能力（コミュニケーション、診療、処置）を身につけ、医療チームの一員としての役割を意識した行動ができる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-1② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学則及び学部規則に基づいて定められている。成績は優（80点以上）・良（79～70点）・可（69～60点）・不可（59点以下）の評語で表し、可以上を合格としている。個別授業科目の具体的な成績評価の方法は、授業担当教員がシラバスの「授業計画（各回の授業ごとに評価スケジュールを記載）」「成績評価の方法」の欄に詳細に記している。

これらの成績評価基準と成績評価方法は、学生便覧・履修案内及びシラバスに明記し、KULASにおいて大学ウェブサイトで公開するとともに、学部のオリエンテーション等でも説明を行っている。

理学部実施の卒業生・修了生に対するアンケートで成績評価の適切性について質問した事例では、大半の授業でほぼ適切に成績評価が行われていたと回答している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学則、学部規則及び各授業科目シラバスに明記された成績評価基準が厳格に実施されるように、教員に対して、各種のFDセミナーにおいて、成績評価に関する「目的」「方法」「基準」「フィードバック」「客観性と厳格性の心がけ」等について研修を行っている。

成績評価に関する質問・異議申立ては、朝倉、岡豊及び物部の各キャンパスにある「学生何でも相談窓口」が受け付けている。この窓口については、学生便覧や履修案内等により学生に周知されるとともに、大学ウェブサイトでも、学生に公開している。相談が寄せられた場合、窓口職員及び総合教育センター大学教育創造部門の担当教員が、学生と教員との間で仲介を行い解決を図る、共通教育主管、各学部の教務（学務）委員長又は学部長、あるいは全学教育機構長が解決を図る、のいずれかの方法で対応している。

なお、成績分布を作成しているが、その踏み込んだ調査・分析を進めるなど、成績評価に向けての議論の進展が望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-1④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学則及び学部規則に記載されている卒業要件に基づいて定められている。卒業要件は、修業年限4年以上（早期卒業生は3年以上、ただし医学部医学科は6年以上）、必要単位数は124単位以上（ただし医学部医学科は230単位以上）である。これらの要件については、学生便覧及び履修案内等に明記するとともにKULASにより、大学ウェブサイトでも学生に周知を図っている。また、卒業・学士取得に必要とされる卒業論文については、各学部で複数教員による審査や公開卒業論文報告会の開催等により合否判定の客観性を担保しており、厳格に行っている。

卒業認定については、各学部教授会において、成績・単位取得状況等を確認し、審議した上で学長が認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程>

##### 5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院全体の教育課程の編成方針については、学則において、

「第62条 本学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養をかん養するよう適切に配慮するものとする。」と定め、専攻ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、人文社会科学専攻グローバル社会研究コースでは、

【柔軟な教育課程の実現による幅広い学識と高度な専門知識の涵養】「グローバル化」を軸としたコース専門科目を中心に、多様な授業科目の履修を保証することで、幅広い学識と高度な専門知識の涵養を図る。

【個別指導による高度な論理的思考力の育成】複数指導教員制のもとでの修士論文作成をカリキュラムの中核に位置づけ、高度な論理的思考力・総合的表現力を涵養する。【カリキュラム編成の方針】多様な科目の履修を可能にしつつ、とくに地域の諸問題については全学生が学びうるような柔軟なカリキュラムを保証する。同時に基礎的研究技法の習得から修士論文作成に至る一貫した研究指導を可能にするカリキュラムを構築する。」としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

##### 5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院で授与される学位及び学位に付記される専攻分野の名称は学位規則で定めている。

大学院総合人間自然科学研究科修士課程は、6つの専攻からなる。各専攻は教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を編成し、その教育課程を実施するため、履修要項において課程修了要件単位数、科目区分、必修・選択を含む履修方法等を明示している。各専攻の学位授与方針を策定し、それを担保する各専攻内コース、分野、課程等の専門的授業科目を配置し、当該教育内容に対応する学位を授与している。なお、授与される学位は、専攻分野に応じ、文学、経済学、教育学、理学、医科学、看護学、農学、学術の名称を付与している。

各専攻は課題研究（修士論文研究）及び専攻の教育の中心となる科目を必修とし、コース、分野、課程の専門教育の特徴となる科目を選択必修又は選択として、また、学生の興味に従って幅広い知識も学ぶことのできるように他コース他分野の科目を選択として履修させる教育課程を設計している。選択履修させる科目は各専攻ともに専門を深化させる内容を備え、選択に見合う科目数を配置している。

人文社会科学専攻では、相互に関連する内容を持つ複数の専門授業をA～Gの7つの科目群に分類し、科目群の履修の方法でコースの専門教育の内容・特徴を規定している。

教育学専攻では、学生が所属するコースで専門科目の単位数を規定し、選択（必修）履修させ、対応する学位を授与している。特に、授業実践コースは国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、



美術教育、保健教育、技術教育、家政教育、英語教育及び教育方法の合計 11 の専門分野に見合う数多くの科目を配置している。

理学専攻では、コースの中心的授業科目に加え、数学、物理学、生物科学、地球科学、情報科学、応用化学、海洋生命・分子、災害科学及び連携分野としての海底資源科学、植物分類・地理を含む 10 の理学専門分野から、単位数を指定して選択履修させ、対応する学位を授与している。社会人入学者に対し、概論的内容を持つ社会人科目（〇〇序論）を必修としているのが特徴である。

医科学専攻では、所属するコースの専門科目から単位数を指定して選択必修又は選択履修させている。

看護学専攻では、所属分野（課程）の専門科目を、単位数を指定して必修履修させている。ただし、実践助産学課程は助産学分野科目 28 単位を必修とし、課程修了要件を 58 単位としている。

農学専攻の特徴は修士論文関係の 10 単位を 7 つの科目に分割し、選択必修科目と選択科目を授業形式別に 3 つの群に仕分けし、それぞれ内容別に系に分類していることである。科目群から単位数を指定して選択必修又は選択履修させている。また、修士課程に 3 つの準専攻を置いて分野横断型の教育課程を実施している。

大学院総合人間自然科学研究科博士課程は、3 つの専攻からなる。応用自然科学専攻、医学専攻及び黒潮圏科学専攻である。各専攻では、指定された単位数の科目の修得に加え、参考論文や学会発表等を含む博士論文の提出資格を満たし、博士論文の審査及び最終試験に合格することが課程修了要件となる。なお、授与される学位は、専攻分野に応じ、理学、医学、学術の名称を付与している。

応用自然科学専攻と黒潮圏総合科学専攻では、専攻共通科目を必修とし、専門を深化させる講義科目をコースに配置し、単位を指定して選択履修させ、対応する学位を授与している。黒潮圏総合科学専攻の領域・分野には文系及び理系の科目を配当しているのが特徴である。

医学専攻では、コースによって 4 つの科目区別に単位数を指定して必修及び選択履修させ、対応する学位を授与している。また、専攻があらかじめ認定している「DCセミナー」を在学中に 10 講演以上聴講し、その都度レポートを作成・提出させ単位を認定している。

また、平成 24 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「日本・インドネシアの農山漁村で展開する 6 大学協働サービスラーニング・プログラム」（代表校：愛媛大学）により、農学専攻においては、愛媛大学、香川大学とインドネシアの 3 大学（ガジャマダ大学、ボゴール農業大学、ハサヌディン大学）と協働し共同必修科目として 5 科目を開講するとともに、取組の 1 つである共同学位プログラムにより、平成 25 年度から 2 人の学生をインドネシアに派遣している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院総合人間自然科学研究科は、専攻と学問分野を横断して履修できる教育システムを構築している。修士課程の学生は、人文社会科学、教育学、理学、医科学、看護学及び農学の 6 つの専攻のそれぞれの学問分野を深化させる主専攻履修と基礎となる専門分野に軸足を置きつつ、異分野又は領域横断型の教育を行う準専攻履修の 2 つの履修システムから履修方法を選択できる。準専攻履修を選択した場合、授与される学位は修士（学術）である。さらに、高知の地域の特性や社会の課題について、学生の学習目的に応じて履修する副専攻プログラムを用意しており、主専攻履修と準専攻履修のどちらを専攻した場合でも副専攻プログラムを受けることができる。

博士課程では、応用自然科学、医学、黒潮圏総合科学の3つの専攻共通の必修科目として、各専攻があらかじめ、学内外の学会等の講演会やシンポジウム、第一線の研究者・教育者によるセミナー等を「DCセミナー」として認定し、文系と理系の講演を含めて在学中に10講演以上聴講し、その都度レポートを作成・提出させ単位を認定している。

また、学生の多様なニーズに対応するため、上記のほか、修士課程の主専攻履修及び博士課程の各専攻においても、他専攻の科目も選択履修が可能である。

修士課程の教育学専攻と理学専攻がインターンシップ関連の科目を設けて課程修了要件単位としている。修士課程の農学専攻(AAP外国人特別コース)、博士課程の黒潮圏総合科学専攻及び応用自然科学専攻(平成26年度より)では外国人留学生の学年暦に配慮した秋季(10月)入学制度を整備している。また、平成25年度に文部科学省「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択された「黒潮圏の持続型社会形成を目指す人材育成プログラム」により、5つの学習プログラムを整備し、海洋保護区の機能強化に取り組んでいる。

このほか、平成22年度科学技術振興機構「理数系教員(コア・サイエンス・ティーチャー)養成拠点構築事業」に採択された「基礎力向上を重視した地域の理科教育力向上をめざす高知CSTプログラム」では、理科の専門的知識・技能を十分に備えた地域・学校の中核となる理科教員(CST)を養成するための教育実践プログラムを実施している。当該大学と高知県教育委員会との連携・協力により授業研究・教材開発を中心としたCST養成カリキュラムを開発し、大学院学生(教育学専攻、理学専攻、農学専攻)と現職教員が同一時間に受講し授業実践を行うプログラムとなっており、所定の時間数を履修した大学院学生に対し「初級CST」を認定している。

さらに、小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童数の増加に対応するため、現職の普通学校教諭や特別支援学校教諭の中で特別支援教育のリーダーを育成するという地域社会からの要請に応え、教育学専攻は「特別支援教育コース短期履修プログラム」を開設している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

専攻はそれぞれの教育目的と特性に応じ、講義、演習、実験・実習等の科目を有機的に組み合わせ、教育課程を実施している。大学院では、授業形態にかかわらず少人数で授業を実施しており、特別研究等(修士論文研究・博士論文研究)の直接指導(実験技法や野外調査法等の指導を含む。)は実質的に1人又は数人で行っている場合が多い。また、教育学専攻と看護学専攻では、当該専攻の人材育成の目的に則し、共通の実験科目や実践研究、実地訓練的な長期インターンシップ科目を教育課程に組み込んでいる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。休講等で授業時間が不足した場合は、学年暦に設けた各学期の特別授業期間で補講が行われている。

学期又は年間の履修登録単位数の上限は設けていないが、各科目の履修開始年次を設定し、学習・研究

の進捗に伴うように段階的に履修させている。年度当初のオリエンテーションで単位制度や学習方法等について学生に説明するとともに、シラバスには、授業担当教員のメールアドレスやオフィスアワー、授業時間外の学習の内容、教科書・参考書等を記載し、学生の自主学習を促している。ほとんどの授業は少人数で行われ、学生に指導教員が必ず割り当てられ、授業時間外においても指導教員が学習・研究指導及び生活相談を日常的に行っており、また、学生の自学・自習のための施設も整備している。ただし、自学自習の状況についての調査・検証は実施されておらず、これらの実施が望まれる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がおおむねなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

専攻のすべての授業科目についてシラバスが作成され、学生はウェブサイトですべてでも参照することができる。シラバスには「担当教員」「授業科目の主題（授業の概要）」「授業計画」「授業科目の到達目標（各科目の目標）」「授業時間外の学習」「教科書・参考書」「成績評価の方法」等について記載があり、学生が授業を選択し、学習計画を立てる上で役立っている。また、授業時間外に学習する必要性と心構えも促している。教育学専攻、理学専攻及び応用自然科学専攻のシラバスは学士課程を含む全学共通フォーマットを用いてKULASに搭載しているが、そのほかの専攻のシラバスも順次KULASへ移行する予定である。学生に対しては、オリエンテーション等において、履修科目の選択の際にシラバスを参照するよう指導している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院設置基準第14条に基づいて教育方法の特例を規則で定め、受験生と学生に対し、それぞれ学生募集要項と履修要項等で周知を図っている。看護学専攻は昼間に実務に就いている学生に配慮してすべての授業科目を夜間に開講する時間割を設定し、理学専攻では、社会人学生対象の授業科目（数学序論ほか8科目）を当初から夜間（第6時限（18時10分から19時40分））に開講している。また、すべての専攻において、職業を有しているなどの理由によって標準修業年限で課程修了が困難な学生に対し、長期履修学生制度を適用することができるように規則で定め、学生募集要項及び履修要項等で周知を図っている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

学生の教育、研究及び学位論文の指導のためにすべての学生に指導教員を配置することを専攻規則に定めている。履修要項等では、研究指導の体制・方針や指導教員の役割等を記載している。学生の研究の進

展状況や学生に対する教育と研究指導の適切さを定期又は随時点検するなどの取組を行っている。指導教員は、学生の研究・課題及び学位論文作成を指導している。なお、研究倫理に関しては、データの捏造・改ざん、論文の盗用等の行為を行わないことを日常の研究指導の中で指導している。学位論文の審査において、修士課程では公開論文発表会、博士課程では公開審査会・公聴会を開催し、活発な質疑応答がなされている。また、博士課程においては、指導教員を含む主査と副査により学位論文を審査するとともに、専攻学術に関する基礎・専門・外国語について筆記又は口頭による学力の確認を行っている。

専攻の申請に基づいて研究科長の裁量でTA及びRA経費を配分し、学生等に対する指導力を高める訓練に充てられている。TAには必要な研修を義務付け、担当教員の指示に従って学部学生の実験・演習の指導を行い、雇用期間の終了時に体得・経験した内容についてアンケートに回答し、その結果は全教員へフィードバックされている。また、TA雇用期間終了時に提出させる報告書の専攻別提出率を各専攻のTA雇用率に反映させている。研究能力とインセンティブの向上のため、優秀な博士課程の学生をRAとして研究プロジェクトに参加させ、教員と一体となって実験やフィールド調査等を行っている。また、終了時にはアンケートを実施し、RAを雇用した教員からも報告書を提出させている。

国際交流基金助成事業により、大学院学生の研究発表を目的とする海外派遣を年間6件程度助成し、また、研究顕彰制度に則り、優秀な大学院学生に研究奨励賞を授与して学生の研究意欲を高める取組を行っている。さらに、海外の連携大学との共同研究や大学間のプロジェクト研究に学生を参加させ、学生自身の研究の位置付けを明確にし、教育研究の幅を広げる研究指導を行っている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

各専攻は学位授与方針を定めている。

例えば、教育学専攻学校教育コースでは、次のとおり定めている。

「【知識・理解】教育及び学校分野に関して高度な専門的知識を習得している。【思考・判断】教育及び学校分野をめぐる現代的諸課題について、幅広く専門的な知見をもち、課題解決に向けて適切な方策を考えることができる。【関心・意欲】教育及び学校分野に関する社会的ニーズと自らの学習・研究課題を明確に意識し、実践を省察しつつ先導的に学習・研究し続けることができる。【態度】教育及び学校分野に関して高度な実践力をもった専門的職業人として、自らの使命と責任とを自覚し、自律的に社会に貢献できる。【技術・表現】教育及び学校分野に関する高い技術と豊かな表現力をもち、高度な実践的指導力をもって教育活動に取り組むことができる。」

また、学位授与のための課程修了要件及び学位論文の審査と最終試験の手続きに関し、学則、学位規則、専攻規則及び専攻内規等で定め、履修要項等で学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は優、良、可及び不可の標語をもって表し、優、良、可を合格、不可を不合格とするなど、学則及び各専攻規則で定めている。それに従い、学生便覧や履修要項等による学生への周知のほか、個々の授業のシラバスで、記載必須項目として成績評価の水準や方法、配点比率等を明示しており、その成績評価基準に則って授業担当教員が成績評価と単位の認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教員が行う成績評価と単位の認定に客観性をもたせるため、すべての授業科目において成績評価の方法と基準をシラバスに明示している。専攻会議は大学院総合人間自然科学研究科委員会から付託された「学生の入学、課程の修了その他在籍に関する事項」を処理する詳細な専攻会議規則を定めており、学位論文提出資格の有無を決定する際に、学生の成績状況を専攻会議又は専攻内教務委員会等で確認している。また、課程修了時に満足度調査として授業内容等を含む学生アンケートを行い、その結果を専攻及び授業担当教員へフィードバックしている。成績評価に関するFD活動を実施し、各教員の成績評価の水準の設定や評価方法の工夫を通して客観性を保っている。

成績評価に関する質問・異議申立てへの対応は、学士課程の場合と同様であり、質問・異議等は「学生何でも相談窓口」で受け付け、その後、総合教育センターの担当教員、各専攻の教務委員長等が対応している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専攻は学位授与方針を公開し、学位論文の提出資格、評価基準及び審査方法等を専攻規則と内規等で定め、その内容をオリエンテーションや履修要項等で学生に周知を図っている。

学位論文に係る具体的な評価基準については、平成26年10月現在において一部の専攻を除き、明文化されていなかったが、平成26年12月に、学位論文審査基準を策定し、ウェブサイトで公開し、学生への周知を図られている。

学位論文の審査体制は研究科委員会からの付託により、専攻規則及び内規等に則り、各専攻が学位論文の審査と判定を行っている。

特に、医学専攻では、指導教員は当該学生の学位論文の審査員に加わらないこととし、学位論文の可否の判定及び修了認定は専攻会議で審議・決定される。理学専攻では、主査及び副査が提出した審査結果を専攻審査委員会で適正性をチェックして原案を作成した上で、専攻会議で審議・決定している。

学位論文審査委員会を構成する主査と副査に加え、学外から外部審査委員を迎えて審査の客観性を担保する取組も行っている。学位論文の要旨と一部特許に関する場合を除き原則として論文の審査結果の要旨は「学報(特集号)」で公開している。電子化された学位論文は、学術情報リポジトリに順次搭載している。

各専攻においては、主査・副査等による論文審査や学位論文審査委員会が論文審査及び最終試験の結果を精査する過程で、研究データの捏造、改ざん等の有無を確認し、研究の適切性を担保している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 学士課程において、学科・コースにおける教育課程と各科目の達成度との関係を視覚化したカリキュラム・マップを明示している。
- 平成 16 年度文部科学省現代GPに採択された「課題探究能力育成型インターンシップの開発」を事業期間終了後も取組を継続させ、首都圏での6か月のインターンシップ実習を行う「長期社会協働型インターンシップ」を実施し、また、平成 24 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」により、主幹事校として事業を主導しており、大学と地元産業界が協力する協働型インターンシップ「人間関係形成インターンシップ」を実施している。
- 平成 22 年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「基礎力向上を重視した地域の理科教育力向上をめざす高知CSTプログラム」では、理科の専門的知識・技能を十分に備えた地域・学校の中核となる理科教員を養成するための教育実践プログラムを実施している。
- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に「高知大学インサイド・コミュニティ・システム（KICS）化事業」が採択され、地域志向授業を拡充し、教育に反映させている。
- 平成 25 年度文部科学省「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択された「黒潮圏の持続型社会形成を目指す人材育成プログラム」により、5つの学習プログラムを整備し、海洋保護区の機能強化に取り組んでいる。

**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成21～25年度において、卒業（修了）の状況を標準修業年限卒業（修了）率でみた場合、学士課程全体では平均約84.0%、大学院修士課程全体で約83.6%、博士課程全体では約36.2%であり、標準修業年限×1.5年内卒業（修了）率の平均値は、学士課程全体で92.4%、大学院修士課程全体で86.9%、大学院博士課程全体で56.4%となっている。大学院博士課程が低い修了率を示すのは、社会人学生（現員の約30%）を多く受け入れていることが要因であるとされている。

学生の退学・除籍率、休学率、留年率については、過去5年分の統計の示すとおりであり、退学・除籍率は学士課程でおおむね1.3%程度、大学院課程で4.4%程度、留年率は学士課程で5.2%程度、大学院修士課程でおおむね7.0%で推移している。他方、博士課程の留年率は約34.0%と高い数字となっており、当該大学の見解によれば、これも社会人学生が多く在籍していることが要因であるとされているが、更なる分析が望まれる。

資格取得状況については、その1つである学芸員資格取得者数は、平成21～25年度まで50～60人で推移している。また、教育職員免許取得者数については、学部卒業生では平成23年度342人、平成24年度292人、平成25年度は330人、大学院修了生は平成23年度43人、平成24年度56人、平成25年度は44人である。医師国家試験の過去5年間の合格率については、平成24年度の79.5%を除き、おおむね90%前後で推移している。看護師国家試験については、過去5年の平均合格率が約98%、保健師国家試験も約97%と良好である。

卒業論文の水準については、それぞれの学部・研究科専攻において審査や発表を行い、研究への取組、成果、プレゼンテーション等を総合して判断している。学士課程全体では平均で84.4%が「優」の判定であり、「可」の学生は3.6%にとどまる。また、大学院修士課程では「優」が96.7%となっている。

学生は、国内外の学会等で学習の成果等を積極的に発表しており、様々な賞を受けている。『高知大学リサーチマガジン』No. 9（平成26年3月発刊）によると、平成25年度に、大学院総合人間自然科学研究科13件、合計15人の大学院学生が日本地震学会2012年度秋季大会「学生優秀発表賞」、日本地球惑星科学連合2013大会「固体地球科学セクション学生優秀発表賞」等を受賞している。また、医学部医学科学生4人が第56回日本腎臓学会学術総会「優秀演題賞」等を受賞し、教育学部芸術文化コース5人と総合人間自然科学研究科教育学専攻大学院学生1人が「第6回いの美術展「細木ユニティ病院賞」」等を受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生による授業評価アンケートは、共通教育及び学部で行っている。

共通教育では、自己点検・自己評価部会により、分野ごとに設置されている各分科会において授業評価アンケートを継続的に実施している。『平成24年度共通教育実施機構活動報告書』にもあるとおり、学生による授業評価はおおむね高く、例えば人文分野では、「この授業で教員は、受講生の学問的関心や知的好奇心を高めるように授業を進めていると思いますか」という質問に対して「はい」「どちらかといえば、はい」と回答した受講生は全体の約97%に達している。また、「この授業は、総合的に考えて満足がいくものだと思いますか」という質問では、「はい」「どちらかといえば、はい」と回答した受講生は、回答者全体の約95%に上っている。社会分野においては、授業の受講者数と学生の満足度との相関関係を明らかにし、教育効果や満足度を上げるための改善方法を提示している。生命・医療分科会が実施した「スポーツ科学」講義に関わるアンケート（5段階評価）でも「この授業全体の満足度（質問項目12）」は4.44と高い評価を得ており、その他の質問でも11項目において4以上の評価を得ている。

また、同じく共通教育自己点検・自己評価部会では、平成23年1月に、当時の3年次生（平成20年度入学生）を対象に、初年次教育の効果に関するアンケートを実施し、学習成果の検証を行っている。「課題探求実践セミナー」科目に関わるアンケートでは、「教わる」から「学ぶ」への姿勢転換の理解「卒業時に身につけておくべき能力」「専攻する学問への関心」「課題を発見し問題を理解し解決する能力」「双方向コミュニケーション能力」「異なる価値観を持つ人と接することの重要性」等の項目で、おおむね70%以上が「はい」又は「どちらかといえば、はい」と回答している。ただし、項目によっては若干肯定的評価が低い回答もあり、また、同じ初年次科目の「大学基礎論」では肯定的評価がさらに低くなっている。

各学部でも独自のアンケートを行っており、人文学部は平成25年度後期に学部全体での授業評価アンケートを実施している。また、同学部では教育課程に関する学生への聞き取り調査も行っており、肯定的評価の方が多くなっている。「意欲的に参加したか」「授業の内容に満足したか」では7割を超える学生が肯定しているが、「成長が感じられたか」では肯定的な回答の割合は6割程度にとどまっている。

平成25年度に理学部で実施された「課題探求・問題解決型授業科目に対する授業アンケート」及び「協働実践力・国際性・表現力・コミュニケーション力育成に重点をおいた授業科目（科学英語）に対する授業アンケート」では、「課題探求能力」「問題解決能力」「協働実践力」「国際性」「表現力」「コミュニケーション力」のそれぞれに対する「身につける上で役に立ちましたか」の質問に対して、「はい」又は「どちらかという、はい」の回答の平均値は約76～80%と高い。また、医学部では、平成20年度から3年に1度「学生による授業評価アンケート」を実施しており、教育力向上の取組の総括として、第Ⅰ期（平成20～22年）と第Ⅱ期（平成23～25年）の平均評価を比較し検証を行っている。中でも「期待した知識や能力を十分に獲得できたと思いますか」の設問に対する「はい」又は「やや、はい」の回答率は大きく上昇している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業生の大学院への進学率は、理学部と農学部で平成25年度を除き30%を超えており、全学部を平均すると18%程度である。また、大学院（修士）修了生の進学率は平均13%程度である。平成21～25年度における就職希望者の就職率は、学部卒業生が92～95%、大学院（修士）修了生が93～96%、大学院（博士）修了生が92～100%と高い数値で推移している。



平成 25 年度卒業生を例にとると、人文学部では就職希望者 242 人のうち 222 人が就職し、未決定者の 8 割近くが公務員の再受験を希望している。教育学部は就職希望者 138 人のうち 129 人が就職し、そのうち 78 人が教職に就いており、教員養成の責務を果たしているといえる。理学部は卒業生 280 人のうち企業等への就職が 101 人、教職は 27 人、大学院への進学が 91 人（研究生・科目等履修生等の数は含まず）、理学専攻修了生で就職を希望する 62 人のうち 58 人が就職している。医学部は、卒業生 172 人のほとんどが医療従事者、若しくは大学院に進学している。農学部は、就職率が改善傾向にあり、就職希望者 119 人のうち 112 人が就職している。

男女別では、平成 22 年度は男性 94% に対し女性 94%、平成 23 年度は男性 93% に対し女性 92%、平成 24 年度は男性 93% に対し女性 96%、平成 25 年度は男性 91% に対し女性 95% と、男女ともに高い就職率を確保している。

なお、当該大学への入学者の約 75% が県外出身者であり、そのため約 70% が県外企業等に就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

理学部、大学院修士課程理学専攻では、平成 17 年度から卒業生・修了生アンケートを継続して実施し、「受講科目の感想」や「専門科目が適切に配置されていたか」、また「専門科目への要望等」について調査を行っている。また、大学院修士課程医科学専攻においては、平成 19 年度から修了生アンケートを実施しており、平成 19～24 年度において、「在学中の修学について」は 87% が「満足・ある程度満足」と回答し、「授業内容について」では 84% が「満足・ある程度満足」を選択している。しかし、これらの調査は、一部の学部、専攻に限られており、他学部・専攻での調査が望まれる。

また、平成 25 年度には、すべての学部及び大学院の専攻について卒業（修了）生の雇用先である企業・医療関係機関等にアンケートを実施している。共通の設問項目で実施した調査は初めてのこともあり、サンプル数は少ないが、卒業（修了）生の職務上の資質に関する設問（職務上の指示を理解する能力、仕事を遂行する能力）に対しては、いずれも肯定的な回答が 90% を超える高い評価を得ている。また、第 2 期中期目標に掲げている「課題探求力・問題解決力」「協働実践力・表現力・コミュニケーション力」に関する設問に対しても 5 段階評価の 5 又は 4 の高い評価となっている。総合的には、幅広い教養を身に付け、与えられた仕事を理解する能力、問題解決やコミュニケーション能力等、職務に積極的に取り組む姿勢は高く評価されている。これらに対し、語学能力と国際性、情報処理能力、専門能力についての評価はあまり高くない。特に国際性については、少数ではあるが 5 段階評価の 1 「全くそう思わない」の評価が見られた。

一部、語学や専門性についての厳しい評価もみられるが、自由記述では、粘り強さや前向きさ、積極性などについて、全体的におおむね高い評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

### 基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。  
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準7を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

大学は、朝倉キャンパス、岡豊キャンパス、物部キャンパスの3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は朝倉キャンパスが145,419 m<sup>2</sup>、岡豊キャンパスが204,718 m<sup>2</sup>、物部キャンパスが167,348 m<sup>2</sup>である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計106,400 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。なお、附属学校園のある小津キャンパスを加えた4キャンパスの校地面積は1,628,923.58 m<sup>2</sup>である。教育研究活動を展開する上で必要な運動場・体育関連施設、厚生施設及び課外活動施設は、これら4キャンパスにおいて、校舎と同一の敷地内に必要に応じて整備されている。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、語学学習室、自学自習室等については、必要に応じて各キャンパスの校舎に専用の部屋を設置している。

総合情報センター（図書館）は、朝倉キャンパス（中央館）、岡豊キャンパス（医学部分館）及び物部キャンパス（農学部分館）に配置しており、総面積は9,649 m<sup>2</sup>である。

建物や設備は、経年による老朽化に伴う改修、耐震補強、バリアフリー化を含むアメニティーの改善、安全衛生対応の改修、施設の狭隘化解消のための共用スペースの創出等が課題となっている。このため、全学財務委員会を中心に施設マネジメントに対応する体制を設け、計画的に整備を進めている。現在までに、狭隘・老朽化の解消やバリアフリー化、耐震補強等を目的とした建物の増築や改修工事、省エネ化行動計画に基づく老朽機器の更新等の改善を行っている。平成25年度末の耐震化率は98.2%であり、平成26年度末には、耐震化率100%を期している。

朝倉・岡豊・物部キャンパスのバリアフリー化に関しては、各キャンパスにおいて、設計にユニバーサルデザインを取り入れ、順次整備している。総合研究棟の自学自習室では、身障者対応のブースを4台設けている。

安全・防犯面への配慮として、朝倉、小津、岡豊キャンパスに警備員を常駐している。また、小津キャンパス正門には防犯カメラを設置している。また、総合情報センター（中央館）には、全館に防犯カメラを設置し、24時間監視システムを稼働している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークシステムは、通信速度1Gbpsの専用回線により、学外接続及びキャンパス間接続回線

の高速化・冗長化を図り、また、セキュリティ対策のために全学認証IDによる一元管理を採用し、学術研究、情報教育等におけるマルチメディア情報処理、各種業務等に利用している。

特に総合情報システムにより、仮想化基盤システム、教育研究用システム、電子メール等の共通システムやグループウェア等の大学運営において必要不可欠な機能を学内ネットワークにより整備している。

情報ネットワークにおいては、情報コンセントを各教員研究室に設けている。また、学生用情報コンセントを1,758口設置し、無線LANは478台（1台当たり情報コンセント約30口に相当）のアクセスポイントを確保し、教員・学生が授業内外において容易に情報ネットワークを利用できる環境を整備している。

さらに、学部学生については平成9年度からノートパソコン必携を推奨・支援することにより、100%の保有となっており、情報ネットワークを十分に利用できる環境が整っている。

情報ネットワークの活用状況の一端として、平成25年度の総合情報センター教育端末室のデスクトップパソコン93台の利用状況は、毎月約7,530回の延べ利用回数である。

情報システムの運用に当たっては、情報セキュリティポリシー及び情報システム運用管理体系を制定し、順守している。

大学が保有する個人情報については、保有する個人情報の適切な管理に関する規則及び保有する個人情報の適切な管理のための組織図を定め、適切に管理している。

情報ネットワークを活用した教育活動として、e-Knowledge コンソーシアム四国（以下「eK4」という。）がある。平成20年度には四国地区の連携大学でeK4を設立し、e-learningによる授業配信等、ICTを活用した事業を行っている。平成24年度には、eK4を基盤とした四国の国立大学による連携事業「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」（基幹校：香川大学）が文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に採択され、大学内に分室を設置し、連携大学と共同して新たに導入したe-learning教育支援システムを活用し、ニーズ・シーズ調査の結果を基にした授業コンテンツの収録、オンデマンドでの配信等、自主的学習環境整備の充実を進めている。また、人文学部では平成15年度より、オンライン学習支援システム（SOULS）を導入し、教員と学生、学生同士、学外者との双方向のコミュニケーションをベースとした学びを支援している。

高知大学教務情報システム（KULAS）への履修登録は、学生のニーズに対応したものであり、これまで紙媒体で行っていた再履修登録における不便さを解消し、大学内外からウェブサイトでシラバスを確認し、履修登録・変更・取消しが可能となっている。併せて休講等の情報も大学ウェブサイトで確認できることとなり、利便性が向上している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

総合情報センター（図書館）では、図書731,591冊、雑誌19,371種類を所蔵するとともに、2,709点の視聴覚資料（平成26年5月1日現在）のほか、電子的学術資料を収集し、23種のデータベース、10サイトの電子ジャーナルを契約し、教育研究活動に供している。

学術情報基盤として重要である各種の電子的学術資料の利用可能件数は年々増加し、電子化の進展に伴う環境整備に努めている。これらの収集、整備は、総合情報センター（図書館）運営戦略室により策定された共通教育、学部及び研究科の教育課程や研究内容に沿った方針に基づき進めている。また、学生自ら書店に出向き、学習に必要な図書を選ぶブックハンティングの開催や、館内に設置されたアンケート箱や

ウェブサイトの資料購入希望アンケートを活用するなど、学生等の意見を聴取し収集方針に反映させている。祝日、休日及び年末年始を除く夜間の開館や、試験期間の開館時間の延長等の便宜を図り活用を促進している。また、1人当たり貸出可能冊数は、学部学生、大学院学生、一般利用者ともに、図書5冊、雑誌4冊（医学部分館は5冊）、貸出期間は2週間である。利用状況は、平成25年度延べ入館者数が約44万人、1日平均1,335人の入館者数である。貸出図書冊数は約4万1千冊である。

平成19年度には、学術情報リポジトリを構築し、約5,035件のコンテンツ（平成26年5月1日現在）を、ウェブサイトにて公開し、教員等の学術研究成果物を学内外に発信し活用している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境の整備・拡充は組織的に進められており、学内施設を自学自習に活用する学生は比較的多い。自学自習が可能な施設としては、朝倉キャンパスに総合情報センター（図書館）中央館、総合研究棟、自律学習支援センター（OASIS）があり、岡豊キャンパスには総合情報センター（図書館）の医学部分館、物部キャンパスには総合情報センター（図書館）の農学部分館がある。さらに、朝倉キャンパスの共通教育棟コミュニケーションルームが利用できるほか、すべての学部で未使用の教室を開放している。また、平成23年度には朝倉キャンパスの非常勤講師宿泊施設1階を学生ラウンジ・ほっとステーションに改修し、学生の自主的な活動の場に開放している。

平成9年度から新入生すべてにノートパソコンを必携としており、授業時間外でも使用できるように総合情報センター（図書館）内に学内ネットワークへ自由に接続できる場所を設け、土日でも利用できる環境を備えている。また、無線による接続サービスを開始し、ノートパソコン・スマートフォン等の利用が可能である。

平成20年度には四国地区の連携大学でeK4を設立し、e-learningによる授業配信等、ICTを活用した事業を行っており、平成24年度にはeK4を基盤とし、新たに導入したe-learning教育支援システムを活用し、ニーズ・シーズ調査の結果を基にした授業コンテンツの収録、オンデマンドでの配信等、自主的学習環境整備の充実を進めている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、年度初めに新入生オリエンテーション及び在来生オリエンテーションを実施し、学部の教育研究上の目的や授業ガイダンス等を行っている。また、大学院課程でも、全専攻で新入生にオリエンテーションを実施し、各専攻における教育研究上の目的や研究計画指導、準専攻・副専攻プログラムの目的や履修方法等の説明を行っている。在来生に対しても履修上の注意や学位論文審査等に係るガイダンスを実施している。

オリエンテーションにおけるガイダンスでは、配布資料に基づき、担当教員又は担当事務から、学年暦、学部の履修案内、教育課程の概要、履修手続と評価、卒業に必要な単位数、アドバイザー教員制度等の教務関連事項のほか、大学生活を送る上での注意事項等について詳細に説明している。なお、新入生には、平成24年度から資料データをインストールしたUSBメモリを配布している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。  
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学士課程、大学院課程のすべての授業科目においてオフィスアワーが導入され、またアドバイザー教員制度（全学部）によって学習相談や進路相談等を受け、助言を行い、学生の状況に応じ継続して支援している。

また、「学生何でも相談窓口」を設置し、学生のニーズを把握し相談内容に応じて相談機関や教職員を紹介することにより、学習支援を行っている。

近年、入学前からメンタル面での問題を抱えている学生や入学後の環境の変化に適応できない学生が増加しており、そのような学生への早期把握・早期対応が重要であることから、平成24年度に修学困難な問題を抱える新生への支援を開始している。1年次の必修科目である「大学英語入門」「英会話」「大学基礎論」及び「学問基礎論」において、担当教員が当該授業の7週目までの出欠状況を教務担当係等へ報告を行い、2週（4回）連続欠席又は5回以上欠席した学生に対し、アドバイザー教員が面談を行い、当該新生の抱える問題や悩み等を把握し対応策を検討している。

平成25年度には、学務課が中心となり全学生を対象に「修学支援等に関するアンケート」を実施し、4,865人の学生の16.1%に当たる784人の回答を得た。学生の学習意欲、学生生活、人間関係、健康等の実態を把握することにより、今後の支援活動の充実を図るための検討を行っている。

留学生、社会人学生、障害を有する学生等への支援は、アドバイザー教員、国際連携推進センター、総合教育センター修学支援部門の連携により行われている。留学生への支援としては、留学生チューターの制度や日本語補講の開講を行っている。

電子メールの活用については、KULASの履修者登録欄にメールアドレスが記載されており、授業担当教員から直接受講生への指導が可能になっている。また、人文学部ではオンライン学習支援システムとしてのSOULSを活用し、学生と教員が双方向の情報共有を行っている。

総合教育センター修学支援部門では、「誰もが学びの喜び、楽しさを感じるキャンパスづくり」を目指して、修学支援全般にわたる支援を行っている。その一つである準正課活動支援としてS・O・S認定活動支援を行っている。多様な学生への支援としてセミナーや研修、啓発活動を行い、毎月第4水曜日には、誰もが参加できるキャンパスサロンを開催し、修学支援部門関係教職員が学習に関する事項を含む多岐にわたる相談・助言を行っている。さらに、修学支援に関わる情報発信として毎月5日に「かべしんぶん」を掲示板やグループウェアで全教職員及び全学生に配信するとともに、発達障害に関する文献等を中心に収集して貸し出しをする「修学支援文庫」を設置し、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への理解を深める環境を整備している。

全学委員会である学生支援委員会の下に特別修学支援専門部会を設置し、障害を有する学生の入学が決定した時点で、利用する学内施設等を所属学部・専攻の支援担当教員等とともに現場で確認し、必要とされる配慮や設備環境の充実等について具体的に検討できる体制を整えている。車いす利用の学生に対しては、移動しやすい教室で受講できるようにするとともに、車いす専用机を設置するなど、環境整備を行っている。平成25年度からは総合教育センター修学支援部門内に特別修学支援室が設置され、専任教員を配置し、学部と連携して身体や感覚機能にハンディキャップを持つ学生、精神的な問題を抱える学生、そのほか様々な修学上の問題を抱える学生を組織的に支援している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

全学教育機構会議の下に設置されている学生支援委員会及び総合教育センター修学支援部門が課外活動支援のための中心的な組織となっており、各課外活動団体・実行委員会等の実施するイベントや通常活動に対して、設備・物品の貸出し、経費の一部を補助している。課外活動に対しては学生団体設立承認願、活動計画書及び活動実態調査書を各団体から提出させ、活動内容を把握するとともに、学生から寄せられる要望に対して、課外活動が円滑に行うことができるよう設備・貸出物品等を充実させている。さらに、運動施設をはじめ合宿研修施設等の利用については、学生便覧、大学ウェブサイトに掲載し、手続き等を学生に案内している。

学生支援委員会では、サークル顧問制度や学生の表彰・懲戒の取扱いについて取り決めを行っており、年2回課外活動で顕著な功績があった団体及び個人に対して、学生表彰を行っている。このほか、学生の部活動が円滑に運営できるよう独自の取組として、学生団体の活動支援に関する取扱い要領を定め経済的支援を行っている。この制度は、学生団体から申請を受け、審査の上で助成を行うもので毎年約300万円の予算措置をしている。活動遠征費、物品の整備等の助成により学生の経済的負担の軽減や環境改善を実現し、活動に専念できるよう支援を行っている。

平成21年よりサッカー部の活動に対する支援のため、3社からユニフォームに表示するロゴマーク使用に係る寄附金を受け入れている。

総合教育センター修学支援部門が主催し、課外活動の在り方、リーダーの育成及び相互の交流・連携を図ることを目的とし、リーダーシップセミナーを実施し、課外活動の円滑な運営と充実につながるよう支援をしている。

昭和36年から続く学生団体主催の「室戸貫歩」は、朝倉キャンパスのある高知市から約90キロメートル離れた室戸岬まで夜通し歩く行事であり、安全かつ充実した活動となるよう学生代表と大学職員が、事前に警察署等関係機関や沿道の道の駅等に協力依頼をするとともに、開催当日は、大学職員がチームを組み、安全の確保や救護者の搬送に当たるなど、活動の支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援に関する学生のニーズの把握に関しては、専門員の配置による「学生何でも相談窓口」を設け、窓口への相談のほか、キャンパス内に設置している相談箱、電子メールを利用して学生からの多様な相談に対応している。また、高知大学生協同組合と協議し、同生協が実施した高知大学学生生活実態調査よりニーズの把握を行っている。同実態調査は、学生の生活費と暮らし向き、学生の消費行動、学生の意識と日常生活、大学生活と就職、生協の活用度や評価等の項目にわたっている。

平成25年10月に学生の学習意欲、学生生活、人間関係、健康等の実態を把握することにより、今後の支援活動の充実を図る資料とすることを目的とし修学支援等に関する調査を実施している。同調査では、

生活環境、人間関係、健康面等についても分析している。

保健管理センターでは、学生が心身ともに健康な学生生活を送ることができるように、朝倉キャンパスには専属の医師及び臨床心理士を配置し、年間を通じて医療相談、内科的診療、メンタル面の相談やカウンセリングを行っている。また、3キャンパスには看護師が常勤しており、外傷等の応急処置に対応している。これらの体制は、朝倉、岡豊、物部の3キャンパス別に、学生便覧や、学生向け掲示板及び大学ウェブサイトの詳細に掲載し、周知を図っている。

学生支援課に就職室を設置し、就職等について指導・助言を行うとともに就職関連ガイダンス（就活セミナー・実践講座）、就活バスツアー、面接対策合宿、職務適性テスト等を実施し、また、総合教育センターのキャリア形成支援部門と連携して首都圏サポート企画（連携大学コラボ合宿）による首都圏への就職の支援を行っている。就活バスツアーについては、大学や学部後援会が費用の一部を補助することにより、学生の経済的な負担の軽減が図られている。また、キャリア形成支援部門はインターンシップや、進路及び就職支援計画に関する企画・立案を行うとともに、就職に関する広報・説明会、学生相談等の支援及び就職情報の提供等の様々な支援を行っている。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについては、ハラスメント防止委員会が設置されており、すべての大学構成員が認識を深め、教育研究の場としての大学にふさわしく、男女が互いに対等平等な関係で、能力を發揮し、コミュニケーションができる快適なキャンパスライフ作りを目指している。ハラスメント等相談窓口を設置し、学生からの相談には相談員が対応できる体制を整備している。毎年新生に配布される学生便覧の留意事項の1つとしてハラスメント項目を設け、また、リーフレットを学生の目に触れやすい場所に備え、啓発活動を行っている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等については、施設・設備改修や関連機器の貸出・設置等を行うとともに、特別修学支援室が中心となり各キャンパスのバリアフリーマップを作成し、大学ウェブサイトで公開するとともに学生へ配布している。

留学生に対しては、チューターを割り当て、留学生のニーズに応じて日常生活や勉学に関わることなどサポートを行っているほか、留学支援担当職員とアドバイザー教員が連携し相談に応じている。平成25年度の留学生は総計149人であるが、1学期43人、2学期49人の学部学生がチューターとなっている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

#### 7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済支援には、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予制度を設けている。平成25年度は、学部学生総数5,003人、大学院学生総数581人であるが、学部学生の入学料半額免除11人、大学院学生の全額免除1人・半額免除15人、入学料の徴収猶予は学部学生9人であった。平成25年度第1学期の授業料免除については、全額免除229人、半額免除287人であった。この免除者数については、申請者のうち基準適格者全員を採択し、経済的援助を行っている。また、大学院学業等成績優秀者31人に対し、授業料年額の四分の一を免除するとともに、卓越した学業等成績優秀者には学部学生12人、大学院学生9人が選ばれ授業料年額を免除した。

平成26年度には、経済的負担軽減策である学内ワークスタディへの支援が予算措置され、学生の職業観、勤労感を涵養するとともに、学部学生に対する一層の経済的支援を行うため、授業料免除規程に合致した学生を対象に図書館管理業務、スチューデントアシスタント、外国人留学生支援、入試合格者の学習支援、大学行事支援に関する学内ワークスタディを実施している。

奨学金については、全学生対象の日本学生支援機構による支援のほか、独自の奨学金制度として医学部

## 高知大学

の学生を対象とする医学部岡豊奨学会奨学金、農学部の学生を対象とする高知大学池知奨学金がある。平成25年度は岡豊奨学会奨学生1人及び池知奨学金奨学生1人であった。日本学生支援機構の奨学金受給者は、平成25年7月1日現在で、学部学生計2,331名、大学院（修士課程）学生計147人及び大学院（博士課程）学生計18人であった。

留学生に対しては、高知大学国際交流基金による援助のほか、日本政府や日本学生支援機構、民間団体・地方公共団体による各種奨学金の手続き上の支援を行っている。平成25年度における留学生の各種奨学金受給者総計は71人である。また、各種経済支援策については、大学ウェブサイト、学生便覧及び説明会等で周知を図っている。

学生に勉学と良好な生活の環境を提供することを目的とした学生寮があり、利用状況については、ほぼ定員を満たしている。収容人数は、朝倉地区の南浜寮が242人、かつら寮が60人、ときわ寮が82人、物部地区の日章寮が60人である。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 平成24年度に四国の国立大学による連携事業「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」（基幹校：香川大学）が文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に採択され、大学内に分室を設置し、連携大学と共同して新たに導入したe-learning教育支援システムを活用し、ニーズ・シーズ調査の結果を基に自主的学習環境整備の充実を進めている。



## 基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

### 【評価結果】

基準8を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質を保証し、教育の質の改善・向上を図るための体制として、共通教育実施機構を含む各部局及び教育関連の全学委員会からなる全学教育機構会議を設置し、教育担当理事である副学長を議長として、全学的な意思決定及び自己点検・評価を行っている。

全学教育機構会議の下で専門的事項を協議する全学委員会のうち、教育力向上推進委員会では、向上させるべき教員の教育力として、「① 科学と文化の歴史や到達点に裏打ちされた専門的(学問的)な力、② 学生能力(レディネス)やニーズを見抜く力、③ 教育(授業)の目的と学生能力に即して分かりやすく教える力、④ 学生の学ぶ意欲や主体的・自主的な学びを引き出す力、⑤ 不断かつ自律的に教育・授業改善を行う力(授業改善力)」を掲げ、第I期教育力向上3か年計画(平成20~22年度)、第II期教育力向上3か年計画(平成23~25年度)を策定・実施し、第1期及び第2期中期目標・中期計画に沿った教育の質保証と改善・向上の取組を行っている。

各部局の教育力向上推進委員は、教務(学務)委員会等とともに、上記の2つの3か年計画に基づいた部局単位での事業を展開している。

大学は、平成25年度に全学教員を対象に実施した教育力向上に関する意識調査では、上記5つの教育力のうち、「③教育(授業)の目的と学生能力に即して教育・授業改善を行う力(授業改善力)」が最も向上した」と感じている教員が全回答者のうちの57%であったことからみて、講義型授業の方法やスキルの改善については、FD活動が一定の成果を上げていると判断している。

これらの取組(授業アンケート、FD活動等の状況)は、第I期教育力向上3か年計画総括報告書(第II期については年度報告)として、役員会、教育研究評議会や全学教育機構会議等の関係会議において報告され、全学教職員に公開している。上記の取組を円滑かつ効果的に機能させるために、総合教育センター大学教育創造部門は個々の教員に対する授業改善支援プログラムを実施し、授業改善アンケート等を基にした授業改善を記録する授業改善記録システムを開発し、授業改善を行った教員の改善内容等を保存・活用している。

全学教育機構会議の下に設置されている教育に関するポリシー検証委員会では、学部・研究科によって策定した入学者受入方針、学位授与方針及びそれに基づいたカリキュラム・マップについての点検・評価を全学的な見地から実施している。これを受けて各学部・研究科は、学生の卒業時アンケート、卒業後アンケート等を実施し、学位授与方針の達成度等について点検・評価している。また、隣接する授業科目の教員によるペア・モデレーションを実施し、学位授与方針を具現化するための教育課程の配置を、マイクロ

レベル（個々の授業の関係性）からミドルレベル（学部・学科・コースの教育課程構成）にかけて実質化するためのツールとしている。

教育の質の改善・向上に関し、平成 20 年度より共通教育の初年次科目として、「大学基礎論」「学問基礎論」「課題探求実践セミナー」の必修科目（「課題探求実践セミナー」は人文学部を除く 4 学部で必修）を開設し、学生が自ら学ぶ教育へと質の転換を図っている。また、第 2 期中期計画においては、このような質の転換を保証するために、育成すべき学生の能力について、専門的知識・教養・技術に加えて協働実践力・表現力・コミュニケーション力・国際性の 4 つの能力を伸長することを掲げ、その達成に向けて取り組んでいる。これらの学習成果に関して、平成 25 年度からは評価指標を設定し、全 1 年次生についてセルフ・アセスメント・シートによる自己分析を行い、この学年が 3 年次生になった際に、再度、同様のセルフ・アセスメント・シートを実施することとしている。平成 25 年度については、教育力向上推進委員会が実施する同内容のアセスメント・シートを 3 年次生に実施し、検証・評価を行っている。これによれば、協働実践力、コミュニケーション力については比較的肯定的な自己分析をしているが、表現力、特に自己の思考表出については肯定的に評価していないことがわかる。前述の学生の自主性を引き出す教員の教育力の問題とあわせて、こうしたアセスメントが今後の課題の抽出に一定の役割を果たしており、さらに補完的に外部機関による社会人基礎力等のテストを導入することにより、アセスメントの客観性を担保している。

大学院においては、総合人間自然科学研究科委員会の修士課程教務委員会、博士課程教務委員会において、教育の質改善と自己点検・評価に取り組んでおり、「i-Campus Meeting（研活）」（平成 24 年実施）など、大学院学生、テニユア・トラック研究者らの交流の場を設け、大学院学生に学際的な視点をもたせるための新たな取組等が行われている。

本機関別認証評価に際しては、平成 24 年度より学長直属の組織としての評価改革機構に属する組織評価部会において具体的な内容を検討するとともに、学内受審体制等を決定し、準備を推進している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取については、各部局で実施している授業アンケート等によるほか、共通教育実施機構においては共通教育学生委員会を組織し、同委員会が一般学生に教育に関する意見聴取を行って全学 FD フォーラムの場においてこれを報告し、教員との意見交換を通じて FD 活動に反映するなどの体制をとっている。

授業アンケートによって学生の意見を聴取することについては、授業改善のためのものと位置付け、アクションプランによる授業改善のためのツールとしている。これは、授業開始後第 5 週目（中間期）に「第 5 週目アンケート」を実施し、その内容から教員が授業改善のためのアクションプランを作成し、後半の授業でこれを実施するものである。授業改善アクションプランについては、最終授業時の検証アンケートで、アクションプランの効果と学習の到達目標について受講生に再度アンケートすることにより、その効果を検証している。教員はこの一連の流れを授業改善記録としてウェブサイトにも蓄積している。なお、アクションプランによる授業改善では、アンケートに加えて、相互授業参観あるいは教員によるピア・レビューを実施する場合もある。

教員からの意見の聴取については、各部局における教授会、教務（学務）委員会、自己点検・評価委員

会等でなされているほかに、共通教育実施機構では分野ごとの分科会を設け、教育課程の設定から授業実施にわたる全般について、教員の意見を聴取しながら運営している。教育力向上推進委員会と総合教育センター大学教育創造部門が協力して、3年ごとに教員の教育力向上に関する教員の意識調査を実施している。

さらに、監事による構成員（学生及び教職員）に対する意見の聴取が継続的に行われており、監事はその結果を学長・理事へ提言するとともに監査報告書にまとめている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学長が任命した学外者が加わる経営協議会において、中期目標・中期計画及び年度計画、経営に関する事項、組織及び運営状況に関する事項等に対する意見を聴取し、審議を通じてそれらを教育活動にも反映していく体制をとっている。また、平成24年12月には、高知県との間に包括連携協定を締結し、人材育成の面においても包括的な連携の下、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する観点から学外の意見が教育に反映される仕組みを構築している。

平成22年度に行政（高知県内自治体）、NPO、企業及び大学関係者による地域再生教育研究ルネッサンス検討会議を設置し、地域再生人材の育成を担う教育システムの開発・改善を行うことを目的に協議を重ね、その検討結果を全学的な教育改革に反映している。このような大学と地域及び産業界との連携実績が評価された結果、平成25年度文部科学省大学COC事業に「高知大学インサイド・コミュニティ・システム（KICS）化事業」が採択されている。さらに、学外からの意見に基づき、全学的な教育・研究内容の見直しを起点とした改組を進めている。今後は、地域志向に特化した新学部「地域協働学部（仮称）」の設置を含めて地（知）の拠点機能を強化する全学改組により教育改革及び大学ガバナンス改革を行うこととしている。

高知県教育委員会と当該大学が協働して高知県高大連携実行委員会を構成し、高校生を対象としたクリエイティブ・シンキングの授業とそのため的高校教員を対象としたFD研修会を実施すること等を通して、高等学校教育からの大学教育への接続について意見交換し、総合教育センター社会協働教育部門を通じて大学教育に反映する体制を維持している。

平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」等、大学の教育改革促進のための補助金事業に採択されたいずれの取組についても、自治体、企業関係者等を事業参画者あるいは外部評価委員とし、その意見を取組に反映する体制をとっている。また、高知県議会との意見交換会を定期的に行い、その意見を教育改善に反映している。

さらに、平成25年度に実施した卒業（修了）生の就職先アンケートにより教育目標を達成するための点検・評価を適切に行い、改善することで教育の質の向上を目指している。また、共通教育実施機構においては、その活動報告に関して3年ごとに専門家を含む外部評価者による評価を受けることとしている。

後援会はすべての学部において、各学部では定期的に学部後援会との会合をもち、保護者からの意見を教授会、教務（学務）委員会等において集約し教育改善に反映している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教員の総合的活動自己評価に教育活動（FD）の項目を設けており、教育改善のためのFD活動を教員の教育活動の一環と位置付けている。

個々の教員の教育改善に対して、全学委員会である教育力向上推進委員会は、組織的な教育力向上・改善のための計画を策定・実施し、総合教育センター大学教育創造部門はこれをFD活動の面から支援している。また、各部局は教育改善、教育力向上のための委員会を組織し、総合教育センター大学教育創造部門や保健管理センター、就職室等と連携しながら部局独自のFD活動を実施している。

平成25年度には、全学的規模のFDセミナーが9回開催されたほか、各部局が実施したFD講演会・研修会・ワークショップそのほかのFD事業は、人文学部6回、教育学部2回、理学部1回、医学部2回、農学部1回であり、合計12回に達する。

総合教育センター大学教育創造部門では、全学FDフォーラム、春季・秋季FDセミナー、新任教員プログラム等を実施している。また、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（Shikoku Professional and Organizational Development Network in Higher Education、以下「SPOD」という。）の大学間連携によるFD・SD研修を利用して、教員・職員の能力向上の機会を提供している。

新任教員に対するFD研修は、4月の新任教職員研修のなかで、大学の沿革や教育・研究方針について研修を行ったのち、9月にはSPODにおいて検討された標準プログラムに基づいて2日間の研修を実施している。

また、同部門では、授業改善支援プログラムを開発し、授業中間期に実施される授業改善アンケートあるいは授業参観、ミッドターム・スチューデント・フィードバックによる課題の抽出に対応したコンサルテーションを行い、授業改善とその後の検証・評価までを支援する仕組みとしている。

以上の取組の成果として、第I期教育力向上3か年計画において、共通教育実施機構ではアクションプランによる授業改善が50%強の授業で実施されている。また、学部においても、アクションプランによる授業改善等による授業改善が実施されている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者については、教務担当職員を中心に総合教育センター大学教育創造部門のFD/SD共通プログラムを利用するとともに、SPODのSDプログラムへの派遣を行っている。これらの研修の成果については、学務系研修会等において事例報告が行われ成果の共有を図っている。また、新任職員研修において、理事、事務局長及び各担当部局から業務内容の説明を行い、大学運営、教育情報等に関する研修を行っている。

教育補助者については、大学院学生をTA、学部4年次生をSAとして採用しており、これらについては各部局で採用要領を定め、受講学生に対する教育効果を第一義とし、年2回、総合教育センター大学教育創造部門によってTA・SA講習会を実施している。さらに、TA・SAを採用することによる教育効果を検証するために、平成24年度に共通教育科目のTA・SA導入授業について受講者アンケートを実施している。また、TA・SA自身の教育効果を測定するために、各学部等では毎年TA・SAに対するアンケートを実施している。TA・SAの業務報告書及びアンケート結果は全学教育機構会議において報告

し、支援充実に向けて評価・検証している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-1① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 58,068,327 千円、流動資産 14,706,216 千円であり、資産合計 72,774,543 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 19,120,448 千円、流動負債 12,579,225 千円であり、負債合計 31,699,673 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 2,287,634 千円及び長期借入金 7,142,461 千円の用途は附属病院再開発であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 2,440,261 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-1② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-1③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会の議を経て、役員会が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用30,023,755千円、経常収益30,405,008千円、経常利益381,252千円、当期総利益は372,304千円であり、貸借対照表における利益剰余金6,599,203千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、考慮すべき財政的制約状況を踏まえ、収入予算・支出予算別に所要額を計上している。

さらに、学長裁量経費、部局長裁量経費、大学改革促進経費等の大学企画戦略経費を設け、重点的経費として予算を配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランに基づき、計画的な改善を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、役員会・経営協議会の議を経て、再び役員会において承認された後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、財務監査及び業務監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、法人監査室が法人監査室規則に基づき、財務監査を実施している。

また、監事・会計監査人・法人監査室の三者は、監査実施時や学長ディスカッションの際に意見交換を行い、相互に情報の共有を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長を中心とした管理運営体制を構築し、学長及び6人以内の理事で構成する役員会で大学の重要事項を審議している。併せて、教育研究に関する重要事項については教育研究評議会で、経営に関する重要事項については経営協議会で審議している。

運営を円滑に進めるために、学長及び常勤理事による学長懇談会を毎週月曜日に、常勤理事による理事懇談会を月1～2回程度開催し、管理運営全般について意見交換を行っている。また、副理事2人、副学長8人、学長特別補佐1人を配置し学長・理事を補佐する体制としている。

平成20年度から教育組織と教員組織を分離した体制となっており、教育組織の5学部1研究科（9専攻）には、教授会、研究科委員会、専攻会議をそれぞれ設置し、各学部等固有の重要事項について審議・決定するなど、部局長等を中心とした管理運営体制が構築されている。また、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の活性化を目指して設置した教員組織の教育研究部は、4学系（13部門）と研究拠点で構成され、教育研究部会議、学系教授会、研究拠点会議、部門会議が置かれており教育研究部長等を中心とした管理運営体制を構築している。

各理事の所掌に区分されている総務・国際、教育、研究、地域連携や財務等の各種業務の内、当該業務を全学として組織的に遂行する必要があるものについては、それぞれ全学委員会を組織し、また、重要な委員会の委員長には理事、副理事又は副学長が就任しており、迅速かつ責任のある意思決定を行う体制としている。

特に重要な事項について企画及び実施するために機構を置くこととしており、学長直属の将来計画を構想する企画戦略機構、教育、研究及び社会貢献の国際志向及び地域志向を推進するための国際・地域連携推進機構を設置している。

それ以外に内部質保証システムのための評価改革機構、総合的に法人の安全・安心を取扱う安全・安心機構を設置している。

事務組織は、事務局長を長とする学長事務総括本部の統括の下に、総務部、財務部、研究国際部、学務部、医学部・病院事務部及び法人監査室で構成され、総数315人（平成26年5月1日現在）が、大学の経営管理、教育研究支援に従事している。

緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理規則により危機管理体制及び対処方法を定めている。また、同規則が想定する事象が発生した場合は、その情報が速やかに学長等に伝わり迅速な初期対応を可能にするために危機管理上における事務連絡体制を定めている。

防災については、防災管理規則により、火災、震災、風水害そのほかの災害による人的、物的被害を最小限に留めるための体制及び教育研究活動の継続並びに早期復旧を可能とする事業継続計画（BCP）を整備している。また、大規模災害発生における学生・教職員全員を対象とした携帯メールを利用した安否確認システムを導入している。平成26年7月30日には、全学教育機構学士課程運営会議により、「気象警報発表時における授業・定期試験等の取扱いに関する申合わせ」が策定された。

学生・職員の安全衛生管理及び健康管理等を、保健管理センター・全学安全衛生委員会等と有機的に連携して、総合的に法人の安全・安心を円滑に運営・実施する組織として安全・安心機構を設置している。

役員及び職員の具体的な行動規範を定めたコンプライアンス・ガイドラインを定め、コンプライアンス通報相談窓口を設置するなどコンプライアンス推進に取り組んでいる。また、研究費使用ハンドブックを作成し、科研費説明会等の機会に研究費の適正使用について説明し、啓発を行うとともに学内のウェブサイト上に掲載して周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。



9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からの意見やニーズについては、近年大学の学生支援委員会で協議し、高知大学生生活協同組合に調査の実施を依頼し、質問項目については、学生支援委員会が決定するとともに調査結果の提供を受け、当該学生生活実態調査から学生支援に対する要望等を把握し、改善に向けた検討を行っている。また、「学生何でも相談窓口」等においても、直接的に個々の意見を聴取し、必要に応じて関係委員会等へ報告する体制を整備している。医学部では、関連教育病院実習について、学生による実習評価アンケートを実施しており、それを基に臨床実習の内容及び方法等について検討し、施設の規模や特徴を活かした学外実習を行うことで学生の多様なニーズに応えている。そのほか、各学部においては後援会等で保護者との意見交換を行い、要望やニーズを学部・専攻の運営に反映させている。

教員からのニーズの把握は、学内委員会、教授会や教育研究評議会での議論、FD活動の実施及び教員の総合的活動自己評価における学部長等への要望欄への記載等を通じて随時行われている。

事務職員のニーズは、学長事務総括本部、部内打合せ、各種委員会の事前打合せ、業績評価における育成面談等の場で把握している。

学外関係者については、経営協議会で学外有識者（7人）のニーズを把握し管理運営に反映している。その事例はウェブサイト「経営協議会委員からの意見等への取組状況」として公開している。

同窓会連合会役職員と学長・常勤理事・各学部長による懇談会（年2回）やホームカミングデーにおいて卒業生との意見交換を行っている。

多くの県内地方自治体と連携協定を締結しており、「敬地愛人」一地域を敬い、人を愛する—という理念を掲げ、域学連携推進部門・産学官民連携推進部門等を持つ地域連携推進センターを中心に、様々な交流の機会や日常の教育研究活動等を通じて、地域・官公庁、産業界、教育界、医療界からの要望の把握に努めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図るために、2人の監事（常勤監事、非常勤監事各1人）を置いている。監事2人は、毎月2回開催される役員会へ陪席するとともに、学内での重要会議である経営協議会や教育研究評議会に陪席して必要に応じて意見を述べている。常勤監事は、その他の重要会議である全学財務委員会や附属病院運営委員会、教育組織改革実施本部等にも陪席し管理運営状況を把握している。

また、監事は毎年度、規則に基づき監事監査計画を作成して、学長に提出するとともに、年度計画に沿った業務監査と財務監査を実施している。さらに、年度途中において突発的な監査が必要な場合にあっては臨時監査を実施している。

監事は、各監査終了後には必ず監査報告書を学長に提出するとともに、毎月1回以上、学長と監査結果や大学業務全般について幅広い観点からの意見交換を行っている。また、各部局（センターを含む。）の長と面談して意見聴取を行い、それに基づき教学運営に関する改善点等を提言している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長及び理事等は国立大学協会が主催する各種セミナー等に出席し、管理運営のための資質の向上に努めている。

事務職員に関しては、事務職員の能力開発に関する基本方針・基本計画を策定し、求められる職員像・求められる職員の能力を明示し、職員の経験や能力、階層、目的に応じ、学内外の研修に参加させている。

また、平成 20 年度に設立された四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）に加盟し、高知県のネットワークコア校として平成 25 年度は全 99 のFD/SDプログラムの運営に協力し、事務職員が積極的に同プログラムに参加することにより、資質・能力の向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価の実施組織として平成 16 年度に評価本部を置き教員個人や組織の活動状況について自己点検・評価を実施してきたが、平成 24 年度に評価本部を廃止して新たに評価改革機構を設置している。

評価改革機構は、内部質保証システムとして自己点検・評価に関する企画・立案及び実施、中期目標・中期計画及び年度計画における助言及び評価等の役割を担っている。

中期計画・年度計画の進捗状況について半期ごとに自己点検・評価を行い、各事業年度における業務実績報告書作成に活用している。

また、大学の改善のための内部評価システムにおいては、内部評価を個人評価と組織評価とに分け、個人評価としては、教員が各年度の自身の活動実績に基づき客観的にレビューし自己改革していくための教員の総合的活動自己評価を、組織評価としては、組織の総合的な活動状況について自己評価を行う組織評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

大学の活動の状況については、自己点検・評価の実施組織である評価改革機構の構成員に外部委員（2人）が含まれており、外部の評価（意見）を聴取するシステムとなっている。各事業年度の業務実績報告書は、作成過程で評価改革機構の外部委員から外部者の視点による内容の確認を受け、学外有識者の外部委員を含む経営協議会の審議を経て提出し、外部者である国立大学法人評価委員会の評価を受けている。

上記の評価に加え、平成 19 年度には大学評価・学位授与機構が実施する認証評価を受審し評価を受けている。さらに、学部等が独自に行う自己点検・評価に関しては、学部等が必要に応じて外部評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

各事業年度の業務実績報告書に対する国立大学法人評価委員会からの評価結果については、役員会、経

営協議会及び教育研究評議会に報告するとともにウェブサイトで公表し、次年度の計画策定に反映している。平成 21 年度評価結果において指摘を受けた毒物・劇物の管理状況については、適正な管理を行うために、毒物・劇物管理方法等検討ワーキングを設置して、効果的な点検方法・管理方法について検討している。検討の結果、マニュアル「毒物及び劇物の管理・保管について」を作成し、毒劇物を使用している全教員に配布している。また、理学部、医学部及び農学部では、保管状況の点検を実施するなど改善の取組を行っている。

教員の総合的活動自己評価書では、自己評価結果を教員自身にフィードバックするとともに、各部局長に対しても所属教員ごとに集約したものをフィードバックしている。この評価結果を基に、各部局長は、当該年度の総括として部局の自己評価を行い、次年度の改善計画を策定している。

平成 19 年度に受審した認証評価において改善を要する点として指摘のあった、「教育学研究科教科教育専攻のうち 1 専修において必要とされる教員数を下回っていること。」については、平成 20 年度に既設の大学院 6 研究科（人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科、黒潮圏海洋科学研究科）を一元化した文理統合型の大学院総合人間自然科学研究科に改組したことによって改善している。もう一点の指摘事項である「大学院博士後期課程（理学研究科）においては、入学定員超過率が高い。」については、当該改組により改善に向けて取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

**基準 10 教育情報等の公表**

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び基本方針等は、大学の理念・基本目標、第2期中期目標・中期計画及び年度計画として大学ウェブサイトで公表し、教職員及び学生に周知を図っている。

さらに、大学の理念・基本目標については、平成23年度から教職員ハンドブックを作成し、ウェブサイト（学内専用）に掲載するとともに、新規採用者対象の全学新任教職員研修において配布するなど周知を図っている。

学部・専攻における目的や活動方針、履修案内やシラバス等が大学ウェブサイトの教育情報の公表によって教職員・学生のみならず一般にも公表されている。

大学概要、大学案内は大学ウェブサイトで公開するとともに、冊子の配布も行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、教育情報の公表として大学ウェブサイトで公表している。また、入学者受入方針については、入試情報ウェブサイトの学生募集要項等で公表を行うとともに、オープンキャンパスの学部紹介時、高校訪問や入試説明会においても周知に努めている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

大学の教育研究活動等については、大学ウェブサイト、広報誌等を活用し、公表している。

学校教育法施行規則第172条の2に規定されている事項（大学の教育研究上の目的に関する事、教育研究上の基本組織に関する事等）については、ウェブサイトに教育情報の公表として一箇所に集約掲載し公表している。

学校教育法第109条第1項（自己点検・評価の結果等）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条に規定されている事項（目的・業務の概要、組織の概要、財務状況、監査結果等）に関する情報についても、適宜ウェブサイトにて公表している。

そのほか、大学概要、大学広報誌「Lead」、大学案内はウェブサイトに掲載するとともに印刷物やDVD（大学紹介）により学内外に広く配布している。さらに、ウェブサイトにおいて日本語以外に英語による情報発信を行っており、英語併記の大学概要のほか、英語版の大学概要を発行している。

大学の教育・研究・地域貢献等の取組、地域への広報活動の一環として、ラジオ番組「THE こうちユニバーシティ CLUB」(毎週日曜日)及び「気になる健康ファミリードクター」(毎週月曜日)による情報発信を行っている。平成25年1月より開始した「THE こうちユニバーシティ CLUB」は、放送3日後にはウェブサイトで聴取でき、そのアクセス数も増加している。

教員の教育研究活動等については、研究者総覧により勤務する専任教員の教育研究内容等を公開している。また、ウェブサイトの学術情報リポジトリでは、構成員による学術研究成果(学術雑誌掲載論文・紀要・学位論文・科学研究費報告書等)を電子的に収集・保存・蓄積して、学内外に無償で発信・公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 大学の教育・研究・地域貢献等の取組、地域への広報活動の一環として、ラジオ番組「THE こうちユニバーシティ CLUB」及び「気になる健康ファミリードクター」による情報発信を行っている。



## <参 考>





## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 高知大学

(2) 所在地 高知県高知市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部、教育学部、理学部、医学部、農学部

研究科：大学院総合人間自然科学研究科

附置研究所：なし

関連施設：総合教育センター、総合研究センター、地域連携推進センター、国際連携推進センター、総合情報センター、海洋コア総合研究センター、保健管理センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 5,003 人、大学院 581 人

専任教員数：576 人

助手数：0 人

### 2 特徴

本学は、昭和 24 年に設立された旧高知大学と昭和 51 年に開学した高知医科大学が平成 15 年 10 月に統合され、新しい高知大学として誕生した。国立大学の法人化に伴い、平成 16 年 4 月に国立大学法人高知大学となり、現在に至っている。平成 20 年度の文理統合型大学院改組にあわせ、機動的かつ戦略的で領域横断的な教育研究を行うため、教員組織と教育組織を分離し、学系・学部制に移行した。教育組織は 5 学部、1 研究科から成っている。高知市朝倉に本部を置き、同キャンパスのほか、隣接する南国市に岡豊と物部の 2 つのキャンパスを有し、1,769 人の教職員と 5,584 人の学生・大学院生が所属又は在籍している。

本学の理念は「教育基本法に則り、国民的合意の下に、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問研究の充実・発展を推進する」である。その実現のため、II の目的を掲げ、これを指針にした教育研究活動を展開している。特徴的な教育研究等活動は以下のとおりである。

#### ①教育に関わる取組

21 世紀の知識基盤社会で活躍できる人材育成のため、学士課程教育を重視し積極的に大学改革を推進している。

・学士課程教育の改革…『高知大学の学士課程教育改革の基本方針』に基づき、課題探求力、問題解決力、協働実践力、表現力、コミュニケーション力、国際性等を持った学生を育成するため、「課題探求実践セミナー」、「大学基礎論」、「学問基礎論」、「セミナー」、「英会話」等の全学必修授業科目を開設した。

・教員の教育力向上…「第 I 期教育力向上 3 ヶ年計画」（平成 20～22 年度）に続き、「第 II 期教育力向上 3 ヶ年計画」（平成 23～25 年度）を実施した。第 II 期の基本方針として、① 5 つの教育力の共有化、② 新たな教育力の獲得、③ 授業期間中に、改善→検証が可能な授業改善を実施、④ 教員の教育力及び学生の諸能力向上を検証、⑤ 取組とその成果の蓄積を掲げた。

・「土佐さきがけプログラム」…「環・人共生」の精神に立ち、持続可能な社会の構築を実現するための方策を提案できる人材育成を目的とし、分野横断型で学際的な教育を実施する特別教育プログラムである。4 コース（「グリーンサイエンス人材育成コース」「国際人材育成コース」「スポーツ人材育成コース」「生命・環境人材育成コース」）を開講している。

#### ②研究に関わる取組

・拠点プロジェクト研究の推進…分野横断的かつ重点的に研究を進めている「掘削コア科学による地球環境システム変動研究拠点」、「植物健康基礎医学研究拠点形成プロジェクト」及び「生命システムを制御する生体膜機能拠点」の研究成果として、論文発表及び国内外の学会における多数の研究報告が行われた。

・学系プロジェクト研究の推進…自然科学系、人文社会科学系、医療学系、総合科学系の各学系が行う学系プロジェクトにおいて、新たなサブプロジェクトの展開や課題の解決に向けた研究を発展的に推進している。

#### ③地域社会連携に関わる取組

域学連携を推進する事業や地域社会と連携し高知の将来を担う人材育成を図るプログラム、さらに、大学連携により国際的な観点で環境問題に取り組む事業などの取組などを積極的に進めている。

・高知大学インサイド・コミュニティ・システム化事業（KICS）は、「地（知）の拠点」機能を強化するための全学的な改革をとまなう事業である。その概要は次のとおりである。(1) 高知県の地勢の問題から全域的な域学連携対応が困難である状況を克服して、地域ニーズと大学シーズを効果的にマッチングする体制（KICS）を構築する。KICS は、県が設置する 7 か所の産業振興推進地域本部に大学教員が常駐し、官学一体となって限なく地域と向き合うことで域学連携を推進する。(2) KICS を地域ニーズに柔軟かつ戦略的に対応して運用するため、学内には学長直轄の機構及びセンターを新設し、高知県とは幹部級連携推進会議を設ける。(3) 「地域志向教育研究経費」を措置して課題を組織的かつ機動的に解決する域学連携教育研究を発展させる。

・土佐フードビジネスクリエーター（FBC）人材育成…文部科学省科学技術戦略推進費事業として行われた事業（平成 20 年度～24 年度）に続き、平成 25 年度より、高知県、高知県下の自治体、銀行及び JA 等の支援を受けて継続的、発展的に進めている。地域的な特性を鑑み、地域における食品産業の振興に必要とされる中核人材を育成することを目的とする。

#### ④自己点検・評価に関わる取組

・評価改革機構による自己点検・評価システムの強化…教職員が一体となった内部質保証システムを構築することで、教育研究等活動及び管理運営のさらなる向上を目指し、本学の理念と目的の実現を図っている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、平成15年10月に旧高知大学と高知医科大学の統合によって、新しい高知大学として発足した。その際、両大学のそれぞれの理念、目的等を継承しつつ教育基本法と学校教育法の趣旨に則り新たな目的を学則として制定した。

「高知大学学則」（抜粋） 第1章総則 （目的） 第1条 高知大学（以下「本学」という。）の学部においては、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、次の理念を掲げる。 （1）広範な教養と高度な専門知識・技術に裏づけられた創造的探究心と豊かな人間性を培い、人類の健全な発展に積極的に貢献する人材を育成する。 （2）諸科学の基礎と応用について学際協力と国際協力の下に、創造的独創的研究を行い、学術文化の進展に寄与する。 （3）教育研究の成果を通して、世界の文化と人類福祉の向上に貢献する。また、地域社会の振興、教育と文化の向上及び福祉の増進に努める。 2 本学大学院においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする。
--

この目的の下に、各学部等及び各専攻において教育研究上の目的を以下のとおり定めている。

### 人文学部

人間への深い洞察力と国際化に対応できるコミュニケーション能力を身につけ、地域社会に貢献する人材の育成を目的とする。

### 教育学部

教育基本法の趣旨に基づき、高度で専門的、個性的な教育研究を行い、豊かな心をもった自主的、創造的能力に充ちた高い資質を有する教員の養成を行うとともに、多様な社会的変化に応えうる優れた人材の育成を目的とする。

### 理学部

太平洋に面した南四国の地域的特長を生かしつつ、自然科学とその応用分野を総合的に教育することを目的とする。数学的思考力・英語力・情報処理能力を理学士の教養と位置付け、これらの基盤的知識・スキルの上に、数学、物理、化学、生物、地学等の基礎理学や、情報、物質、海洋、生命、災害等の応用理学に関する専門的知識と技術を修得させ、課題解決能力に秀でたジェネラリストや専門職業人を育成する。

### 医学部

人間性が豊かであり、地域医療に貢献する強い意志、多様な社会の要請に応えうる高い倫理観、使命感及び思考の柔軟性を有する医療人を育成することを目的とする。

### 農学部

農学関連分野及び一般教養分野を幅広く総合的に教育することを目的とする。安全な食料の確保、環境の保全及び生物資源の生産と有効活用等を農学の使命と位置付け、これらを自由闊達な創造力と行動力をもって実践し、社会の健全な振興に貢献できる人材を育成する。

### 土佐さきがけプログラム

関連する様々な分野を横断的かつ総合的に学ぶことにより、幅広い知識（基礎力）やそれらを組み合わせて考える力（応用力）を身につけ、現代社会が抱える問題の解決に積極的に取り組む社会のリーダーを育成することを目的とする。

### 人文社会科学専攻

人文科学・社会科学の幅広い素養と深い専門知識を身につけ、地域社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

### 教育学専攻

専門的な研究能力と高度な教育実践力に加え、多様な領域における十分な学識を備えた優れた教員を養成し、現代の教育課題に応え地域の発展に寄与することを目的とする。

### 理学専攻

学部が実施する基礎理学及び応用理学の教育研究を発展的に継承し、数学・物理・化学・生物・地学に加えて、情報・物質・海洋・生命・災害等の分野で高度な知識と技術をかん養し、人類社会の恒久的課題や焦眉の課題に積極的に取り組む専門職業人を育成することを目的とする。

### 医科学専攻

医科学に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育することにより、高度に専門化した知識と技術を身につけた医科学分野の研究者や教育者を養成し、併せて医科学を基礎として社会的諸問題を包括的に捉えることのできる人材を養成することを目的とする。

### 看護学専攻

健康で文化的な生活を送るという国民の権利を支援することが医療者には求められている。看護学専攻においては、高知大学の教育理念に鑑み、「現場主義」を重視し、社会の一員として求められるソーシャルスキルを基盤とした、課題解決能力を身につけた人間力豊かな人材を育成する。さらに、医療の場を含む日常生活の場で人間にとって最も重要な健康の増進を目指しつつ、生活者の視点で包括的な支援を行う高度に専門的な知識・技能を身につけた論理的・創造的な看護の実践者・看護学教育者・看護管理者の育成を目指す。

### 農学専攻

森林・耕地・海などの多様で豊かなフィールドを背景にして、第一次産業の高度化、林業・林産業の活性化、水産資源の育成・管理、第一次産業の基盤整備、防災、環境修復・保全、機能性食品等の分野の発展等に寄与し、高度な専門教育を実践することを目的とする。

### 応用自然科学専攻

海洋高知の持つ自然環境の特性を生かして、海洋・資源・環境及び物質・情報・新素材の二本柱からなる高度な教育研究を実施し、正しい自然観と奥深い学識、未来に開かれた確かな視野と国際的感覚を備えた高度専門職業人等を養成することで、地域・国際社会に積極的に貢献することを目的とする。

### 医学専攻

高い倫理観と豊かな人間性のかん養並びに高度な医学的知識と技能の習得を教育理念とし、黒潮圏総合科学専攻及び応用自然科学専攻との緊密な連携の下に、両専攻における自然科学と人間科学のパラダイムをも取り入れた教育研究体制を構築することにより、高知県の地域特性に根差した医学・医療の推進に寄与できる人材、国際的に通用する優れた医学研究者、リサーチマインドを持つ優れた臨床専門医（良医）を養成し、多様な社会的ニーズに対する柔軟な対応が可能で、底辺が広くレベルの高い医学研究及び医療の達成を目的とする。

### 黒潮圏総合科学専攻

教育研究及び人材育成に関して、以下の目的を掲げる。

- それぞれの分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者や教育者の育成
- 黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い国際的視野を持った新しいタイプの研究者や教育者の育成
- 黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い国際的な視野を持つとともに、地域の産業界や経済界で活躍できる人材の育成
- 社会の各層で活躍中の社会人に対しては、魅力的な研究・教育内容によるブラッシュアップ教育の実施
- 東北・東南アジアの黒潮圏諸国との良好な関係の維持発展のために、留学生を積極的に受け入れ、研究者や教育者として育成

こうした各学部等や各専攻の目的を踏まえ、平成16年4月の国立大学の法人化以降、中期目標・中期計画を定めて大学運営に当たり平成22年度からの第2期中期目標期間で、大学の基本的な目標を次のように掲げている。

高知大学は、人と環境が調和のとれた共生関係を保ちながら持続可能な社会の構築を志向する「環境・人類共生」（以下「環・人共生」）の精神に立脚し、地域を基盤とした総合大学として教育研究活動を展開する。教育では、普遍的で幅広い教養を持った専門職業人を養成する。研究では、南国土佐を中心とした東南アジアから日本にかけての黒潮の影響を受ける地域、すなわち黒潮流域圏の特性を活かした多様な学術研究を推進する。もって地域社会の課題解決を図り、その成果を国際社会に発信する。そのため以下の基本目標を掲げる。

#### 1. 教育

高知大学は、幅広い教養と高度で実践的な専門能力を身に付け、地域社会や国際社会の健全な発展に貢献できる人材を育成する。とりわけ、地域が直面する諸課題を自ら探求し、学際的な視点で考えるとともに、「環・人共生」の精神に立ってその解決策を提案できる人材の輩出を今期中期目標期間の重点的教育目標とする。

このために、学士課程教育では人文科学・社会科学・自然科学・生命科学にわたる普遍的で幅広い教養と各分野の専門基礎力及び社会で活躍するために不可欠な人間性・社会性・国際性を涵養する。また、大学院教育においては、自らの専門分野において、国際的に通用する知識・技術・表現力を持った人材を育成する。

#### 2. 研究

高知大学は、高知県を中心とした南四国や近縁の黒潮流域圏の地域特性に根ざした先導的、独創的、国際的な研究を推進し、そこで培われた知見やノウハウや人材を国内外の諸地域にも敷衍させることにより、地域社会、近隣社会と国際社会に貢献する。具体的には、自然及び環境保全と、住民の安全・健康とクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上を目指した研究を推進し、人と環境との調和のとれた発展に貢献する。研究のキーワードは、「海」、「環境」、「生命」とする。

研究体制としては、個人々の自由な発想に基づく個人研究をベースとしつつ、1) 研究拠点で行う研究拠点プロジェクト、2) 自然科学系・人文社会科学系・医療学系・総合科学系の各学系が行う学系プロジェクト、3) 海洋コア総合研究センターや総合研究センター等で行う組織的研究において、研究者間交流を活性化して研究水準の高度化を図る。

#### 3. 地域連携・国際化

高知大学が有する人的資源（教職員・学生）、知識、情報、研究成果などの知的資源を駆使することで、高知県を中心とした地域社会への貢献を深化・発展させ、地域に欠くことのできない大学として存立基盤を強化する。

これまでに培ってきた教育研究上の成果をアジア・太平洋地域の諸国、特に、開発途上国へ還元することにより、国際社会への積極的な貢献を図る。また、地域に根ざした特色ある国際交流の推進を通して、高知大学の国際化のみならず、活力ある地域社会の発展にも寄与する。

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_kochi\\_d201503.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_kochi_d201503.pdf)